

プレス会見概要
(政府・東京電力統合対策室合同記者会見)

日時：平成23年9月8日（木） 16：30～21：03

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監（原子力安全・保安院）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本立地本部長代理（東京電力株式会社）

※文中敬称略

○司会

お待たせいたしました。ただ今から政府・東京電力統合対策室合同記者会見を開催いたします。なお、細野大臣は公務のため本日欠席です。あらかじめご承知おきをお願いいたします。それでは、はじめに園田大臣政務官から挨拶及び冒頭発言があります。

＜冒頭あいさつ＞

○園田政務官

それでは、政府・東電統合対策室の合同記者会見始めさせていただきます。この間、内閣が体制が変わりまして、引き継ぎあるいは代表選挙等と、これは党のほうでございましたので、この間この統合会見が開かれておりませんでしたこと、お詫びを申し上げたいと思います。そしてまた、新体制になりまして細野大臣、そして政務官としても私留任をさせていただきました。引き続き、この原子力発電所事故の収束及び再発防止担当ということで務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。そしてまた、本日は野田総理とともに細野大臣は福島県に入っております、この場での記者会見に臨むことはできておりません。そういう意味では、新任の挨拶も含めて皆様方にはご挨拶をさせていただいているという風に思っておりますけれども、そうでない方には大変申し訳ございませんでした。引き続き、この新体制になりまして、細野大臣ともご相談をさせていただきました。この統合会見も引き続きしっかりと国民の皆様方、そしてこの画面を通じてご覧をいただいている皆様方への情報提供という観点でしっかりと行っていくという確認をさせていただきましたので、引き続きこの会見につきましても私からルール、情報を皆様方にもお伝えをさせていただきたいという風に思っております。また、東電あるいは保安院、更には文部科学省そして原子力安全委員会というところ、そしてまた引き続き皆様方のご質問等々に、被災者生活支援チームも含めてこの記者会見の

中で対応して参りたいという風に思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。そして、私から3点ほどまず従前よりご質問いただいていた案件につきまして2点まずお答えをさせていただきます。これはフリーランスの政野様からのご指摘が8月29日にございましたけれども、電力需給のピークを乗り切ることが、今年の夏でございましてけれども、できたということでございまして、今東京電力に対しまして環境省の環境影響評価の環境アセスメント、この適応を除外を取り消すべきではないのかというご質問をいただいて参りました。これは5月にも同様のご質問をいただいておりまして、細野大臣当時の補佐官からもお答えをさせていただいておりますけれども、この災害対策基本法に基づいて指定の公共機関等が実施するこの災害復旧事業については、この環境アセスメントの義務規定を適用しないという形になっておりまして、東京電力等がこの今般の震災によって失われた電気供給力、これを補うために行わなければならないということで、今年の夏は国民の皆様方にも、あるいは各企業の皆様方、あるいは家庭の中においてもご協力をいただいたわけでございましてけれども、節電ということで取り組んでいただきました。その発電の設備につきましては、緊急的に行うことが多々ございましたので、そういった面ではその発電設備の増強ということで、供給義務を果たすための措置として特例を今般まで認めてきているわけでございます。この考え方に関しましては緊急的に設置されたもので、簡易な設備が応ございます。私も節電担当をこの間させていただきましてけれども、やはり自家発電を急遽設置をしなければならないというところもありましたので、そういった面ではそういった緊急的に設置されたもので、簡易な設備がございまして。そういったところの有効利用等を課したものと比較すれば、熱効率や環境への影響等の面でやはり通常のものとしては劣っているという点がございまして。このため期限を3年程度とさせていただきますので、近年設置された発電設備と同等の環境性能を有する発電設備への施設改良等を行うことを認めるほうが、発電事業者全体から発生する環境影響より低減させることが考えられるという形になっております。そういう考え方に基づいて、3年程度この間アセスメントに関しましては特例を認めていこうという形になっておるところでございまして。引き続き東京電力も含めて、各電力の事業者の皆様方にはしっかりと電力需給、供給というこの責務を果たしていただくべく私どもからも求めて参りたいという風に思っております。それから8月29日のご質問の中で、ベトナムの研修生についてのご質問がございました。ベトナムの研修生を東電の事故処理にあてるようなことはないのかということで、何か6,000人ほどの受け入れがあるのではないのかというご質問をいただいたわけでございますが、調べさせていただきまして結果、ベトナムから研修生6,000名受け入れとの報道につきましては、ベトナム人の

原子力発電技術者の養成を検討していた国際人材育成機構、アイムジャパンでございますが、これが原子力発電所建設でございますけれども、これには6,000人規模の人材が必要ということをお話していたということが、誤ってそのまま何か原子力事故の処理にあててのではないかなというふうな記事になったということのようでございます。なお、アイムジャパンは東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けまして、ベトナムからの原子力発電所向けの技術者養成の計画を凍結しているということでございました。この点については以上でございます。それから最後になりますけれども、後ほど東京電力から詳しくご説明があらうかと存じますが、今般まで緊急医療室とそれから救急医療室との恒常化と、それから作業員の健康管理という点で、私ども政府からも強く要請をさせていただくと同時に、協力支援をさせていただいたところでございます。ご案内だと思いますけれども、7月には5、6号機のところにおいて救急医療室が設置をされたということでございました。それによって24時間体制で救急課の専門医等が在住していただくなど、駐在していただくなど医療の充実強化というものは今日まで図ってこられたという風に思っております。このたび9月1日からこれまでの実績や最近の状況の変化等を考慮いたしまして、医療体制の見直しを行い、救急医療室の恒常化と作業員の健康管理の強化を更に図っていく必要があるという形でご報告をさせていただきたいと存じます。なお、詳しいことは後ほどこのパワーポイントを使いまして皆様方にもご案内をさせていただきますけれども、その救急科専門医を延長して常駐していただくということと、それから懸案となっておりました看護師の配置も始まるということでございますので、まだまだ日中の暑い状況の中での作業、あるいは現場の作業員の方の、今のところはまだまだ軽微から少しから手術というか、針を縫うような事故まで発生をしているわけでございますけれども、こういったところも含めて、作業員の健康管理や、あるいは作業の現場での安全安心というものをきちっと私どもとしても今後も確保していく必要があるのではないかなという風に思っておりますし、またこの体制を強化することによって事故収束そのものの1日も早い達成というものが図られるものではないかなという風に考えておりますので、この点についても引き続きステップ2の中において、私どもとしても全力を尽くしていく所存でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。私からは以上でございます。

○司会

続いて東京電力からの説明があります。

＜救急医療室の恒常化と作業員の健康管理の強化について＞

○東京電力

東京電力の松本です。先ほど園田政務官のほうからご紹介くださいました救急医療室の恒常化と作業員の健康管理の強化ということでご説明させていただきます。皆様のお手元には資料を3つほど配布させていただきました。ひとつはプレス分でございます、「福島第一原子力発電所作業員に対する医療・健康管理体制の充実について」ということで、こちらのほうの資料と、もうひとつは参考資料ということで医務室それからお医者様の作業の状況といった形の写真集、それから後ほど動画を映写させていただきますが、その際の解説の資料の3つになります。まずプレス文のほうでございますが、私どもは5、6号機のサービス建屋に緊急救急専門医の先生に24時間在駐していただきまして、緊急被ばく医療に携わってくださっています。この施設につきましては、9月1日以降も厚生労働省さんそれから文部科学省さんとのご協力によりまして、引き続きお医者様それから新たに看護師の方の派遣が継続できるということでございましたので、救急医療室を恒常化して作業員の健康管理の強化を図りたいという風に考えております。1枚目の裏面になりますが、これまでの状況でございますけれども、現在5、6号機のサービス建屋の救急医療室には、8月の実績で13名の方が受診をしています。主に熱中症外傷等の救急処置に対応させていただいておりますけれども、一方Jヴィレッジのほうは作業員の方々が増えてきたということで、日常の健康診断あるいは健康管理という面が必要というような判断をしております。2番目に状況の変化と今後の課題ということでございますが、こういった作業が今後もステップ2それからステップ2以降も続くということでございますので、一層の作業員の健康管理が必要だという風な認識に立っております。特にこれから夏場は熱中症が問題になりましたけれども、冬場にかけてはインフルエンザ対策といった感染症に対する対策が重要だという風に思っております。また、被ばく線量の評価を引き続き行っておりますけれども、実効線量が100ミリシーベルトを超えた作業員の方々にしましては、臨時検診というものがようになりますので、そういったことを恒常的に行う必要があらうかと思っております。そういった観点から、今回医療体制の見直しを行いました。まず福島第一原子力発電所では、5、6号機側の救急医療室に対しましては9月末日までの設置予定でございましたけれども、10月以降も救急専門医の配置をするということになります。また、こちらにしましては従前は看護師さんがいらっしゃいませんでしたけれども、こちらのほうに看護師さんを配置するということになります。したがって今後は福島第一のほうではこちらの5、6号機の救急医療室を中心とした医療、それからJヴィレッジのほうでは産業医科大学それから労災病院の先生を配置していただきまして、作業員の健康管理の強化を進めていきたいという風に思っ

ております。新旧の医療体制の比較につきましてはお手元の資料の2枚目の表面、裏面のところがございますが、主に2枚目の裏面のところに変更箇所ということで、赤い枠で目立たせていただいております。第一に常駐するお医者様は従前、これまで免震重要棟の医務室と、5、6号機側の救急医療室で2名の体制でございましたけれども、今回は1名にこちらのほうは変更になります。その代わりにJヴィレッジのほうで昼間健康管理を重点的に行うお医者様にいらっしゃっていただくということになります。一方福島第一ではこれまで看護師さんがいらっしゃいませんでしたので、当面は週に3日程度という配置になりますけれども、将来は24時間体制での看護師さんの常駐を考えているところがございます。繰り返しになりますが、第一のほうでは救急医療、それから重症者のスクリーニングという役割を持っておりますし、Jヴィレッジのほうでは重症患者の搬送、それから健康管理といったようなことに重点を置いていきたいという風に思っております。それでは、映像のほうで少し医療室の状況をお示しできればと思いますので、前のほうのスクリーンをご覧ください。こちらが医務室に入ってきたところでございます、こちらは診察するところになります。ベッドは全部で8台ございまして、その他車いす、ストレッチャーがございまして。

<映像>

救急医療施設ですけれども、救急対応に必要な物品を一応揃えています。一番今懸念されるのは熱中症になりますけれども、重症ではまず体温を下げるということ、それと輸液等によって水分それから電解水を補給することが目標になります。こちらのほうでは点滴セット、準備しています。輸液剤としてもいわゆる麻酔の時に使う薬をですね、準備しています。それからあとは、熱中症以外にも作業されている方が突然の心臓発作とか脳卒中を起こされる場合があります。そういう時にですね、まずこちらにありますモニタリングですね、心電図モニターで心臓の状況を確認することですね。それによって迅速な対応できるように行います。またもし心臓が止まるとか重篤な状態になった場合には注射薬をしまして蘇生の薬剤投与がここで行われることになります。またこの救急医療室のほうは、環境として今空間線量率は1マイクロシーベルト以下ですね。そういう意味でも放射線のいわゆる健康リスクというものを非常に低く抑えられるということになります。作業員の方が重篤な病気になられた時に様々な薬を使う必要があります。この時に備えてこちらのほうでは、緊急用の薬剤を多く揃えています。心臓、強心薬からけいれんを抑える薬、それから心臓のほうの薬等もここに準備しております。また怪我をされる場合、どうしても作業中に手を切ったりとかされる場合があります。その時のために小外科セットをです

ね、準備しております。そのために抗生物質を使う必要がありますので、抗生物質をこのように準備しています。

○東京電力

こちらはお医者様の引き継ぎの状況になります。24 時間体制でございますので基本的に 1 日ないしは 2 日発電所で常駐された後代わりの先生がお見えになるというようなローテーションになっています。映像といたしましては以上でございます。皆様のほうにはこの動画及び写真の電子データのほうを合わせて配布させていただきました。改めてこういった医療体制が強化充実できましたことに対しまして、厚生労働省様文部科学省様に対しまして感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

○司会

次に、環境モニタリングについての状況です。まず東京電力から説明があります。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

それでは改めましてモニタリングの状況についてご説明させていただきます。資料は 2 点、海水と空気の状況です。まず空気の放射性物質の核種分析の結果でございますが、タイトルを申し上げますと、福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について第百六十七報になります。ページをめくっていただきまして、福島第一原子力発電所の西門それからモニタリングポストの 1 番での測定結果になりますが、昨日はいずれの地点も ND、検出限界未満でございました。それから 2 枚目になりますが、昨日測定できなかったモニタリングポストの 8 番、それから裏面になりますが、1 号機の山側、2 号機の山側のダストのモニタリング結果でございます。経時変化につきましては、3 枚目以降にグラフ化しておりますので、そちらのほうご確認ください。それから海水の状況でございますが、資料のタイトル申し上げますと「福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について（第百六十六報）」でございます。こちらは発電所の沿岸部 4 箇所及び沖合の各地点でのサンプリング結果になります。昨日の測定結果は 1 枚目の裏面のところに 3 か所測定が行われておりますが、何れの地点も ND 検出限界未満という状況でございます。経時変化は 3 枚目にグラフ化しておりますので、そちらのほうご確認ください。東京電力からは以上です。

○司会

次に文部科学省からの説明です。

○文部科学省

前任の人事異動がございまして、本日から此方の会見を担当させていただきます文部科学省の伊藤でございます。どうぞ宜しくお願い致します。資料は2種類配らせていただいております。『環境モニタリングの結果について』というのと、もう一つ別冊ということで同じタイトルのものを用意させていただきます。まず全国的な調査でございますが、何れも定期的に発表してございますが、全国の放射能水準の調査につきましては、特段特出すべき値は出てございません。それから発電所周辺のモニタリングについて資料の5、6、7、8というのが、これは毎日発表させていただいているものでございますけれども、此方のほうも特出すべき点はございません。9番が、これは発電所の20キロ圏内の線量率の測定結果でございます。9月6日に発表してございますが、これは前回の8月23日、2週間おきぐらいに測定して発表させていただいております。一番高いところで発電所から3キロ地点の大熊町のほうで63.3マイクロシーベルトパーアワーという数値がでてございます。それから10番は、これは自動車の走行サーベイによる川俣におけるモニタリング調査結果を、現地本部と県の対策本部のほうで行ったものを纏めたものでございます。捲っていただきまして、11番は発電所の海域モニタリングの結果でございます。こちらについては特段申し上げる点はありませんが、12番、13番、こちらのほうは、8月15日に採取しました発電所の放水口付近の海水中におけるプルトニウムとストロンチウムの値を測定したものでございます。前回の測定が7月の11日でございましたので、約一ヶ月経ったあとの値でございますが、まずプルトニウムにつきましては検出限界以下、ストロンチウムにつきましては1リットル中の濃度が2.4ベクレルということで、海水中の濃度限度の10分の1以下という数値になってございます。全体的に、このストロンチウムにつきましても4月以降微減傾向にあるというふうにいえるかと思えます。それから14番は福島各学校におけるモニタリングでございますが、これは4月以来線量の比較的高かった55の学校、幼稚園等で継続的に2週間に1回計っているものでございますが、9月1日の発表によりますと、これも平均の線量が0.1マイクロシーベルトパーアワーということで、学校における年間の線量に換算いたしまして0.2ミリシーベルト程度であろうという評価になってございます。それから15番以下が放射線量等の分布のマップでございます。15番は放射性セシウムの土壌マップにつきまして、これは8月30日に発表したものでございます。福島県を中心に発電所から100キロ圏内におきまして、約2,200か所の地点におきまして、空間の

線量率とそれから土壌サンプリングいたしまして、取り纏めたものが今回のものでございます。6月6日から7月8日に渡りまして関係機関のご協力を得て測定した結果が纏まりました。これにつきましては、ページで申し上げますと71ページ、72ページに各メッシュ、これ大体細かいところで2キロメッシュになってございますが、これの地点における土壌のセシウム134 また 137 の濃度を纏めてマップの形にしてございます。それから16番でございますけれども、今回の福島県内における、こういう詳細な土壌の濃度と、空間の線量率の比較ができましたので、これまで行ってまいりました航空機モニタリングの結果について、一部改定を行ってございます。これが16番で8月30日に発表したものでございますが、宮城、福島、栃木の航空機によるモニタリング結果のマップを一部訂正してございます。訂正というかアップデートして改定したものでございます。それから17番が、これも8月30日に発表してございますが茨城県における航空機モニタリングの結果でございます。北部、高めの値が出ているところございますけれども、全体大部分においては線量率で0.2マイクロシーベルトパーアワー以下の部分が観察されているところでございます。18番は今後の航空機モニタリングの計画でございまして、新潟県につきましては8月30日から測定に着手しております。それから千葉県については9月8日から、埼玉県につきましても9月8日から1、2週間程度かけて測定する予定になってございます。それから別冊でお配りしております資料の中で、本日の2時にプレス発表いたしました山形県における航空機モニタリングの測定結果。山形は8月9日から15日にかけて測定したものを地図の形でお示ししてございます。線量の分布を見ていただきますと、全域において0.2マイクロシーベルトパーアワー以下という分布になってございます。私からは以上でございます。

○司会

続いて原子力安全委員会からの説明です。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤でございます。原子力安全委員会のほうでは、環境モニタリング結果の評価につきましては、今週月曜日と先週木曜日につきましては、それぞれの時点で取り纏めてホームページに載せさせていただいております。本日版の評価でございますけれども資料お配りしてございます。9月8日付けの原子力安全委員会名の「環境モニタリング結果の評価について」という1枚紙、裏表にコピーしてございますのと、1ページ目が福島県の地図になっております参考資料です。今日付けの評価であります、9月5日から7日に公表された情報に基づくものであります。

1の空間放射線量ですけれども、只今文科省のほうから20キロ圏内の測定結果の報告もありましたけれども、それも含めまして特段大きな変化がないという状況であります。2の空気中の放射性物質濃度でございます。これにつきましては、お手元の参考資料の11ページをご覧くださいとありがたいんですが、この11ページをご覧くださいますと一番上の1番という地点の9月1日のデータが太線で囲ってございます。従来ですと、そのたびに不検出であったのですけれども、今回はセシウムが0.001 或いは0.002 Bq/m³ という値が出ております。これにつきましては福島県のほうでダストサンプリングの測定を行います際の粒子状の大気中の浮遊塵についての検出限界値を約千分の1に下げるということをやってくさいました。大気中の浮遊塵を集めるために吸引する空気の体積を、時間をかけてこれまでの約千倍にするとともに、採取したサンプルの放射線分析の時間を、これまで大体15分程度であったものを1時間かけたということで、こういったものが出ております。従いまして、全く無かったところに又現れたというものではなくて、従来の検出限度では出てこなかったものが出てくるようになったというふうにご理解いただきたいと思います。この数字でありますけれども、濃度限度に比べますと約1万分の1のオーダーであります。濃度限度値の空気を1年間呼吸し続けた場合の被ばく線量が1ミリシーベルトになるという風にこの濃度限度値というものが定められておりますので、そういった考え方からいきますと、この地点でのこの空気を24時間365日呼吸した場合の線量というのは0.1μSvのオーダーであるという事で非常に小さいという事でございます。それから、それ以外の核種、それ以外の地点にはまだ検出限界値が高い状態が引き続き続いておりますので検出限界値未満という事であります。

それから資料の裏面に行ってくださいまして、環境資料でございますが、こちらの特段大きな変化はございません。海水中の放射性物質の濃度につきましては、今回台風の襲来などがあったという事で9月5日に採取されたもののみですが、検出限界値未満であったという事であります。

それから5の最後の全国の放射能水準調査でありますけど、これについては特段大きなことはございませんし、上水については全ての都道府県で検出限界値未満であるという状況であります。

それから合わせまして本日、原子力安全委員会からもう1点の資料をお配りしてございます。A4、3枚のペーパーで「低線量被ばくのリスクからがん死の増加人数を計算することについて」というタイトルの紙でございます。これにつきましては以前非常に低い線量を多くの方が浴びた場合に、がんの死亡者数がどれだけ増えるかという事についてお尋ねがありましたけれど、それについては国連の原子放射線の影響に関する科学委員会 UNSCEAR、あるいはICRPで

は、そういった事を行うのは適切ではないという風に述べているという風にご説明したところでありますが、その根拠であるレポートの抜粋部分、当該部分を抜粋したものであります。非常に低い線量を浴びた場合のリスクからがんの死亡者数がどれだけ出るかという事を推定するのは、そもそも低線量における放射線影響という事についての不確かさが大きい中では不適切であるという事を言っています。しかしながらその事自体はいわゆる LNT モデル、これは閾値なしで低い線量でも線量とリスクの増加分については比例関係が成り立つという仮定ですけれども、そのモデルを使う事を否定するものではないという風にはっきり述べられているところであります。私からは以上であります。

○司会

続いて各プラントの状況等についての説明です。東京電力から説明致します。

＜プラント状況について＞

○東京電力

東京電力でございます。発電所の状況につきましてご説明させていただきます。まず福島第一原子力発電所の状況という事で、A 4 縦の裏表 1 枚ものの資料、こちらをご確認下さい。まずタービン建家地下の溜まり水の処理の状況でございますが、本日午前中の会見で申し上げた第 2 セシウム吸着装置に関しましては、誤って停止ボタンを押したためという風に判明致しました。設備等の異常がございませんので、12 時 09 分に同装置を再起動致しまして 12 時 12 分に定格流量、現在 25 立方メートル／アワーでの運転を継続致しております。誤って停止ボタンを押した原因でございますが、当時サリー制御盤の隣にございます、滞留水受けタンクの制御系の試験中でございます。その試験に伴います警報の発生をサリー制御盤の警報だと勘違い致しまして、慌てて操作盤、サリー側の操作盤のタッチパネルの非常停止ボタンを押してしまったという風に調査を進めて参りました。従いまして、引き続き運転操作、それからタッチパネルの操作等、再教育、それからこういった事例があったという情報共有を行いたいという風に考えております。続きましてトレンチ立坑、各建屋の地下の溜まり水の移送の状況です。こちらは本日 3 号機のタービン建家の移送先をプロセス主建屋の方に變更致しております。9 時 30 分からプロセス主建屋の方に移送を行っております。その他、建屋の水位等に関しましては午前 7 時のデータでございますので、会見終了時に最新のデータをお届けできればという風に思っております。裏面の方に参りまして、放射性物質のモニタリングの状況につきましては先ほど申し上げた通りです。それから使用済み燃料プールの冷却でございますが、各号機とも循環冷却を進めております。水温につきまし

てはこの表の通りです。それから原子炉圧力容器への注水、それから圧力容器の温度、格納容器の圧力に関しましては、記載の表の通りです。現在3号機が給水系から5立方メートル／アワー、炉心スプレー系からは2.9立方メートル／アワーで注水を継続致しております。なお圧力容器の下部温度が97.0℃という事で本日午前5時から0.3℃程上昇しています。引き続き、圧力容器の温度の状況につきましては経過を観察していきたいという風に考えております。それからその他の作業の状況でございますが、瓦礫の撤去など作業実績につきましては、こちらもお見送り時に本日の作業実績として皆様にご紹介したいと思っております。下から2番目でございますが、本日協力企業の作業員の方がJヴィレッジから福島第一原子力発電所に向かう際に、全面マスクを持ってこないまま発電所に入りまして、免震重要棟の際に全面マスクを着けてないという事を確認致しました。Jヴィレッジの方に戻りまして、ホールボディーカウンターを受けましたところ、内部被ばくの影響はないという事を確認致しました。なおこちらのマスクを忘れた原因でございますが、Jヴィレッジから出発する際に当該の作業員の方は、同僚の方と少し遅れた様でございまして、やや急いだために全面マスクを持っていくという事を失念いたしました。それからJヴィレッジを出発致しまして、第一原子力発電所に入構する際は、その時点で全面マスクを着けるという事でございましたけれども、当該作業員、それから周りにいた者も免震重要棟に行けば全面マスクがあるという事を知っておりましたので、そのまま引き返さないまま免震重要棟の方に行ったという事でございます。こういった点が発生致しましたので、引き続きマスクの着用につきましては、ルールの最徹底をしたいという風に考えております。それから1番下のポツになりますが、本日9時55分から11時39分の間、6号機の残留熱除去、海水系の冷却水ポンプ、A系の試運転を行っております。その間、原子炉、それから使用済み燃料プールの冷却ができない状態でございますけれども、現在復旧しているという状況でございます。続きましてサイト内のモニタリングの状況です。資料のタイトル申し上げますと、「福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について」という事で、9月7日採取分でございます。なおこちらは2号機、3号機の取水口付近で高濃度の汚染水が漏出したという観点から毎日測定しているものでございますが、1ページ目の裏面から各測定結果を記載させていただきました。3ページ目からが経時変化をグラフ化しております。昨日3号機のシルトフェンスの内側、4枚目の裏面の下のグラフになりますが、少し3号機のシルトフェンスの内側の濃度が上昇気味でございましたけれども、昨日のサンプリング結果では約半分程度に値としては下がってきております。高濃度の汚染水が海洋への漏出しているものではなく、この上昇は、天候不良により海が荒れたため

に海水が攪拌されたものではないかという風に考えております。続きまして、サブドレンの状況です。資料のタイトル申し上げますと、「福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出について」ということで9月7日採取分でございます。こちらは毎週、週3回、月、水、金曜日に測定しているものと分析結果になります。ページをめくっていただきまして、1号機から6号機それから構内深井戸の測定結果になります。2枚目から経時変化をグラフ化しておりますのでこちらの方ご確認下さい。引き続き濃度の上昇が見られておりませんので、高濃度の汚染水が地下水側に漏出していないというふうに判断いたしております。続きまして同じく集中廃棄物処理施設周辺のサブドレン水の核種分析の結果です。A4横の表の形式になっているものでございますが、こちらは昨日の測定結果を見ましても通常の変動範囲内というふうに判断いたしております。こちらの集中廃棄物処理施設周辺に関しましても高濃度の汚染水が地下水側に漏出してないというふうに判断いたしております。東京電力からは以上でございます。

○司会

次に原子力安全保安院から説明します。

○保安院

原子力安全保安院の森山でございます。まず、最初に先ほど東電の松本さんからお話がありました、全面マスクの無着用の件でございますがこれは担当ベースではございますけども保安院から指示をしておりますのでご紹介します。本日の全面マスク無着用につきましては、今後このようなことが起きないように担当レベルでの口頭での注意を行いまして原因と対策をしっかりと行うように指示をしております。担当レベルでの口頭の指示でございますけれども原因と対策をしっかりと行うように指示をしております。それから前回この場でご質問をいただいております件が複数ございます。ERSSとSPEEDIに関してこの場で何点かご質問をいただきまして前回お答えできなかった点がございますのでご回答を申し上げます。まずSPEEDIの関係ですが、SPEEDIにつきましては保安院から官邸に二回送付を、官邸のオペレーションルームに2回送ったと。その内1回は官邸内で共有されているけれども、もう1回分が共有されてない。共有されたものは3月12日の1時35分に送付したものでございますけど、もう1回分は何時に送ったんでしょうか？というご質問でございました。これは3月11日、当日の22時41分に保安院と官邸のオペレーションルームをつなぐ専用の端末に入れられたという記録がございます。したがって保安院から官邸のオペレーションルームに送られたというふうに認

識しております。それからSPEEDIの関係でSPEEDIのデータが官邸の上層まで上げられなかったのは誰の判断か？ その時のリエゾンの責任者は誰か？ ということでございますけども、当時その保安院のリエゾンが詰めておりますオペレーションルームには保安院の管理職はその場にはいなかったということでございます。当時は院長、次長を初め官邸にはいましたけれどもそのオペレーションルームにはその3人はいなかったという事でございます。これは繰り返しになりますけども保安院で試算しましたSPEEDIの試算結果は元となる放射性物質の放出量が仮定に基づくものであったために参考情報としての取り扱いにとどまってしまったということでございます。それからERSSについてのご質問のご要望も頂きました。前回ERSSは公表しないのかといったご質問、ご要望もございました。私からこのERSSの予測結果につきましては最初の結果については最初のケースはすでに官邸のホームページで公開されており、それ以外の物につきましては情報請求に基づきまして個別に対応させていただいておりますと申し上げましたが、先週9月2日に保安院の方で公表をさせていただいております。前回ご質問がございましたようにこのERSSによる解析は全部で5回実施しております。2号機と3号機については、官邸にも送付されておりますけれども1号機につきましてはSPEEDIの入力ということまででございまして、その結果そのものは送付はされておられません。その他に2号機と3号機について解析をしておりますけれども全体で5回の解析を行っております。実際の解析結果につきましては先週公表させていただきましてホームページの方にも掲載をしております。また前回のERSSの結果は合同対策会議で使われたのかというご質問もございますけども、このERSS結果はオフサイドセンターには送付されておられませんので、合同対策協議会ではこの結果は使われておりません。それからこのERSSによる進展予測の関連でもう一つご質問がございまして、保安院が予測をした11日の22時という最初の資料があるわけですが、その前に東電から格納容器が破壊されるという情報がきていたけれどもこの情報は何に基づいて解析がされたと保安院は把握しているのか？ というご質問がございました。この点につきましては詳しくは当時どういうふうに認識したかは不明でございまして、当時の状況は原子炉に注水すること。こういったことに注視をしていたために具体的な解析コード、解析の条件等は確認が行われていないというふうに考えられます。なお実際の解析は東京電力が所有されている解析コードを使用して確認をされたのではないかと考えておりますけれども、当時は具体的な確認は行われていないというふうに思われます。それからもう一点ご質問がありました点でございしますが、広報担当が当時中村審議官、それから根井審議官がやっておりましたけれどもすぐに交代した理由は何かというご質問がご

ございました。この点につきましては福島第一原子力発電所の事故に関して様々な事象が次々と発生している状況であったことから広報も含めた事故対応の体制について、その時々状況に応じて適切と思われる見直しを行ってきたということでございます。中村それから根井も担当いたしましたけれども中村につきましては元々国際担当であるということでございます。本務である国際担当を中心に業務を行わせる事になったわけでございます。また根井につきましては、一時広報を担当いたしましたけれども保安院の次長が現地に常駐している、保安院の院長、次長それぞれ外出することが多いということで根井審議官は総括担当でもございますので、総括担当の審議官でもございますので院内で院長を代理すると、そういった全般の相互調整を行わせるというふうにしたものでございます。そういう中で交代がなされたと認識しております。以上が質問に対するご回答でございます。それから今日の準備まだ出来ておりませんけれども、すでにこれまでご紹介しております衆議院の科学技術イノベーション推進特別委員会から資料の提出要求があつて事故時の手順書等でございますが、すでに2回分は要請があつて保安院から東京電力に対して提出の要請をしたということをこれまでご紹介をしております。さらに3回目でございますけれども、昨日付けで衆議院科学技術イノベーション推進特別委員会の委員長からの書類提出要求がございました。今、ホームページで、まだ東京電力には要請する準備をしております、要請次第ホームページで公表いたしますけれども、予めご紹介いたしますと2回目に要請がありました資料ともう一度同じものを東京電力にですね、再度提出するようという、前は非開示の部分があつた項目についても、詳細な説明など不十分な内容であるという事で、再度提出するようという要請でございます。併せまして同じタイプのプラント持っております、日本原電。敦賀発電所でございますけど、に関する事故時手順書も提供してほしいという事で日本原電に対しても書類を提出するように要請が来ております。また本件につきましては実際に保安院から要請をしたものにつきましては、改めてホームページ等で公表させていただきたいと思ひます。保安院から以上でございます。

○司会

これから質疑に入ります。質問事項は冒頭にまとめて簡潔にお願いします。なお、回答に関する再質問はお受けします。質問の際には所属とお名前を名乗っていただいた上で、誰に対する質問であるかを明確にしてくださいようお願いします。それでは質問のある方、挙手をお願いします。それでは、そちらの方どうぞ。

<質疑応答>

○アエラ 大鹿

Q : アエラって週刊誌の記者で、大鹿と申します。森山さんにお尋ねですが、何点かあります。SPEEDI の件と E R S S がらみの件ですが、SPEEDI 2 回送られて、1 回分は共有されたが、もう 1 回分は共有された事が確認されていないと言うお話でしたけれども、共有された事が確認される確認されないと言うのは、ホルダーを開いたか開かなかったかというのはわかるわけなのですか？送ったけど、共有されたもしくは共有された事確認されていないというのはなんかよくわからないのですが、相手が開くと、開いたよと返事が来るような仕組みになっているのでしょうか？それが 1 点とですね、3 月 11 日の 22 時 41 分に送信されたものというのは、保安院が確か解析した四十数件の中で最も初期のものだと思うのですね、そうするとたぶん 3 月 11 日の 9 時頃に確か 2 号機の弁とかだったか、1 号機の弁とかなんかを確かシュミレーションしていると思うんですが、それを送られたのでしょうか？それが 2 点目の森山さんに対する質問です。3 点目、要するに四十数回 SPEEDI で解析しておきながら何故、この時期の二つだけが官邸に送られるのかって言うのが、非常に不思議なんです、官邸がこれを送ってほしいという声がなければ、なかなかこういった行為には至らないのではないかと、だって今官邸には保安院のリエゾンがオペレータールームにいなかったとかおっしゃっておられたと思うんですが、誰かがそれを要求しなければですね、普通来ないじゃないかなと思うんですが、何故この二つが官邸に行ったのかというのが疑問なので、それが第 3 点目です。第 4 点目としてはですね、E R S S で解析する前に格納容器の破壊という情報があつたけど、詳しくは不明だとお話がありましたけれども、E R S S で確か 3 月 11 日の 10 時に解析する前の 9 時代の段階で、福島第 1 原発のヨシダ社長から第 15 条通報の第何法かで、格納容器の破壊のシミュレーションの時間が入ってるのですね。つまり E R S S の解析以前に同様の誰か解析する機関があつて、そういう想定結果を出していたのではないかなと思うのですが、おそらく東電の中でやったのではないかなと思うのですが、それは誰がどういうふうに行ったのかというのは次の疑問点です。最後に広報担当中村さんと根井さん代わったと、これはいつからいつまで広報担当で、いつ降板したか、これは前回お尋ねしたかと思うのですが、それをご回答願いたいんですが。ある段階から官邸が情報統制に厳しく乗り出したという話がございますように、それと機を一つにしているのではないかなと思うので、中村さんと根井さんがいつまで広報担当だったという事が知りたい。以上、森山さんにお尋ねします。

A：（保安院）まず SPEEDI の共有の件でございますが、共有されたと私どもが認識しておりますのは、まず送り方なんですけど、保安院と官邸を繋ぐ専用の端末がございますので、そこに入れた事をもって送ったというふうに認識しております。その端末を仮にリエゾン、官邸にいる保安院の職員が見たとしても、それだけでは共有というふうにはなりませんので、SPEEDI のもう 1 件は共有されたというふうに私どもが認識しておりますのは、国会での答弁もでございますが、内閣府の内閣官房の職員の方がその紙をもらったという事が国会でも答弁でもございましたので、これは確実に共有されたというふうに認識しております。2 点目はどういう解析だったかとちょっと今確認しますので、それはお待ちください。それから、何故その二つだけ送ったのか、誰の指示かという事でございますけれども、SPEEDI を実施していた事そのものはですね、先ほど申し上げました通り、あくまでも担当レベルの参考という事でございましたので、必ずしも誰かが指示をしたとかいう状況ではございませんで、本件については大臣と言いますか、経済産業省の政務三役に大変遅い、事後的でございまして、何故この 2 件だけが送付されたかという事の実事関係は明確にはわかっておりません。ただし、保安院の中の E R C、保安院の中のオペレーションルームのような所でございますけれども、その中で共有されたものは、やや機械的に保安院の E R C の総括班から官邸に送られていたというような状況がございましたので、機械的に送られたのかもわかりませんけれども、その何故かというところまでは、はっきりわかっておりません。それから東京電力の解析については、東京電力から何時間くらいに格納容器の破損に至ると言うような報告はございます。15 条通報の様式に基づいて来ておりますが、その時点ではどういう解析コードでもって解析されたかというところまでは、当時は確認をしていないというふうに思われます。これは確認できているわけではございませんけれども、当時の状況からしてそこまでは確認できていないと思われます。ただし今から考えれば、当然東京電力も解析コードお持ちですので、東京電力が持っておられるコードに基づいて解析されたのではないかなと思われますけれども、保安院の方でどういった解析コードを使ったかというところは、その時確認をしていないと思います。それから中村と根井が担当した会見ですけれども、中村はですね 11 日の最初から 15 回目まで、実際には 3 月 12 日の 11 時 50 分に第 15 回目のブリーフィングをしておりますので、そこまでを担当しております。それから根井はですね、18 回目と 19 回目、3 月 13 日ですけれども午前 5 時 30 分と午前 10 時 5 分、この 2 回を担当しております。二つ目の質問はちょっと確認をさせて、もう少しお時間をいただければと思います。よろしくお願いします。

Q：3月13日の5時半と5時15分ですか？

A：（保安院）3月13日の5時30分と10時5分です。10時5分ですね。第18回と第19回のブリーフィングを担当しているというふうに記録上残っております。

Q：森山さん前回は保安院のレクチャーで、保安院のERCのオペレーションルームで共有されたものは機械的に官邸に送られたとおっしゃっておられましたし、今もそういうお話でしたけれども、その機械的に送られた割にはですね、ERSSだって一部は抜け落ちていたり、SPEEDIにいたっては四十数件の内2件しか送られていないとかですね、機械的に送られていない方が多い、件数ベースで言うと機械的に送られていない物の方がその2件の数字では多くなっちゃうように思うんですけど。

A：（保安院）SPEEDIはですね。当時の状況として私が把握している範囲でございますけれども、実際SPEEDIの評価を行う、計算をしておりますのは放射線班という所が担当しております。実際のデータがなかったものですから、これは既にホームページにおいてもですね。公開はしておりますけれども、仮想事故を想定したりとか、そういういろんな物を仮にですね、想定して何回も試算そのものは実施しておりますが、その放射線班の中にこれを官邸に送るとかですね。そういった意識はあまりなかった様でございます。その中の幾つかが保安院の中のERCで情報共用されて、結果的に送付されたんじゃないかと。これは私、推測でございますけれども。少なくとも実際に実施していた、放射線班の中ではあくまでも参考として、仮の計算をいろいろやっていたという事でございます。

Q：ERCの放射線班はそういう意識がなかったけど、総括班に行くと機械的に送られる。そういう事ですか？

A：（保安院）各班からですね。情報共有の為に資料が配布されます。そういった配布されたものを、総括班のボックスといいますか、提供されるとそこから、比較的機械的にその端末に、入れていたと。いう事は状況としては、判っております。

Q：その放射線班から最初の2つだけ何で総括班に行って、そちらから機械的に行ったかってのは、判んない。

A：（保安院）そこは解りません。はい。

Q：分かりました。

○司会

よろしいでしょうか。質問のある方？ そちらの方。…それからその後、後ろの方。

○フリーランス 上出

Q：フリーランス記者の上出と申します。昨日の国会で、森山対策官も言っておられましたが、手順書これの提出に関してなんですが。本当に過酷事故が起きた時にどうすればいいかという手順書があったかないのかも含めて、東京電力はその提出を拒否しているという事らしいんですけども。その理由は知的財産などが含まれると。それから、これテロ対策なのかも知れない。核物質防護。そういうのを口実にして提出しないという事なんですが、一般の国民あんまりよく判んないと思うんですけど。本当に一番大事な非常事態になった時どうする。実際に全交流電源喪失っていう過酷事故を想定したような、そういうのがあったのかないのかがまず分からないっていうのがまず凄くおかしい事で。保安院の方では何か1992年に指針が作成されて以来、見直されて来なかったという事と。きちんとその辺の内容を把握してないっていう説明がどうも国会であったようなのですが。その辺の事実関係をはっきり国民に明らかにしていただきたいなと。何で出せないのだろうか。委員会で出された物が黒塗りになっていると殆ど。そういう事らしいんですけども。とんでもない話だと思うんですけども。一企業の問題として片付けられるのではなく、今こんなにもいろいろな事で国民が大変な苦難をしてる時に、その一番原因になった問題になった人の資料を何で出せないのか。これをはっきりさせていただきたいと思うんです。保安院と東京電力、両者からお聞きしたいと思います。

A：（保安院）まず保安院でございますけども。保安院は科学技術・イノベーション推進特別委員会の委員長から、資料の提出、要請これは東京電力のこういう資料を、提出するようにという要請がございました。従いまして、保安院はこの要請を受けまして、その東京電力にこの要請のあった書類を提出す

る様に要請をしております。基本的には任意の要請だという風に、保安院は理解しております。保安院は、提出されたものをそのまま、この科学技術・イノベーション推進特別委員会の方にですね。委員長の方に、提出をしているという事でございます。保安院からは核物質防護上の観点には留意してほしいとそういった趣旨の事は、書いて付けておりますけども。保安院としてどこまでが知的財産なのかという事はよく解りませんけども。保安院と致しましては、基本的には情報は可能な範囲で、可能な限りは公開するという事が大事だという様に思っておりますが、まずはその東京電力から提出されたものを、そのまま国会の方に提供したという事でございます。

Q：国民の命と東電のその一文書と、どっちが大事なのですか？ 拒否するなんて事あり得ないじゃないですか！ 提出を。一番大事なその過酷事故が起きた時の手順書があるのかないのか。どうなっているっていう事なんですか。

A：（保安院）保安院は、東京電力が提出された物をまずそのままですね、提出しております。

Q：殆ど黒塗りだったと、いう風に言われてんですけど。どうなんでしょう？

A：（保安院）保安院はその書類はそのまま渡しておりますので、あれですけども。非常に黒塗りが多かったという風に、思っておりますけども。まずこれは黒塗りその物はですね、マスキングその物は東京電力の方でなされておりますので、保安院としましてはいただいた物をそのまま提出したという事でございまして、ただ先ほど申し上げました様に、情報公開という事はですね。保安院としては大事だと思いますので、その勿論核物質防護上の問題ですとか、知的財産というのが企業秘密的な事もあるのでしょうけども。そういう範囲でできるだけ公開は、していただくべきではないかという風に思っております。

A：（東電）はい、東京電力でございしますが。まず、シビアアクシデントに関する手順書につきましては、所謂全交流電源喪失の他、格納容器の弁や代替注水といった手順書は私共としては用意、すでに配備、各号機とも全部持っております。なお今回の保安院さんからの要請につきましては、事故時運転操作手順書、特に非常用復水器及び格納容器スプレイの取り扱いに関する部分を含むもの、という様なご指示でございまして、その背景といいますか、要請の主旨は非常用復水器で使用した場合に減圧する我々、55℃／アワーで

減圧するという様な、記載があるのかどうかと言った点ですとか、格納容器スプレイ関しましては、自動起動なのか、手動起動なのかと、いう様な所が質問の背景という風に伺っておりますので、その該当する部分をご提出させていただきますという次第でございます。

Q：東京電力さんにもう一度お聞きしますが。この黒塗りになっているっていうのはどういう理由ですか？ それから知的財産を理由にしてそういう説明できない部分があるのかどうか、その辺分かりやすく教えて下さい。

A：（東電）はい。1つは知的財産に含む部分と、もう1つは核物質防護上明かされない部分でございます。これは独立して黒塗りにする場合と、両者が重なっている部分がございますが、まず核物質防護上のお話からさせていただきますと、最悪のケースという風で考えますと最悪、こういった運転手順書をテロリスト等が入手して、中央制御室を占拠するという様な場合に非常に問題になろうという事で、こういった部分については非公開という事で考えております。また、知的財産という意味では私共の発電所を運転する上でのノウハウですとか。或いはメーカーさんのノウハウそのものが入っている部分がございますので、そちらに関しましては非公開という形になっております。

Q：という事は、国会が要請してる様なんですけども。それは応じないって事ですね？

A：（東電）こちらに関しましては引き続き、国会、その委員会のご主旨に沿う形で対応させていただければと思っております。

Q：今行われているいろんな調査、本当に事故はどうして起きたかって事との関係でいくと、大きな支障があると思うんですが、そういう事とは……。はっきりその責任をですね、取るという必要はあるんじゃないですか？

A：（東電）はい。事故の当事者としての責任は当然ございますし、今回の事故の原因それから背景となった様な事に付きましては、政府の事故調査委員会等で調査が進められていると思っておりますので、そちらの方でご判断されるという風に思っております。

Q：でも一応その知的財産とか、核のテロというのは一般論としては口実にな

るのかも知れませんが、本当に今回の事態の深刻さを見て理由になると思いますか？ 国民の目から見て。

A：（東電）はい。こちらに関しましては事故の調査の必要性があれば当然私も政府の事故調査委員会の皆さまが手順書等をご覧になるのは全然問題ないというふうに考えております。

Q：ですから、もういいですけども、ということは今国会の要請には答えられないけど事故調査委員会とかそういうことであれば出すと、そういうことですか。

A：（東電）国会調査に応じないということではございませんが、国会の調査に応じて協力させていただければというふうに思っております。

A：（保安院）いいですかすみません。先ほどのご質問の SPEEDI の件でわかりましたので。一番最初に送りました 22 時 41 分に送ったというのは配信そのものは 21 時 12 分に保安院に来ておりますが、既に保安院が実施いたしました SPEEDI の評価を試算結果、これは全部ホームページで公開しておりますが、福島第一の二号機の仮想事故を想定して二号機のベント仮定した影響を確認するというために実施したということでございます。21 時 12 分に保安院に配信されています。そうです、最初です。以上でございます。

○司会

それでは先ほど当てた奥の方どうぞ。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願いします。回答する記者団の佐藤です。保安院に一つと園田さんに一つお願いいたします。まず保安院ですけども先ほどの運転事故の事故時の手順書に対してなんです、墨塗りされたものが出ているということで問題になっているんですけども、保安院の側でどなたかこの文書の墨塗りになっていないものを実際に見たという方がいらっしゃいますでしょうか。あるいは保安院でなくても政府側誰か一人でも墨塗りになっていないものを見てるかどうか今の段階でわかればお答えいただけますでしょうか。それと園田さんのほうに。先月末福島第一のライブカメラに指差しの作業員が映った件ですけども、政府のほうで確認するというをおっしゃっていましたが、その結果あるいは進捗どうでしょうか。以上二点よろしくおねが

いします。

A：（保安院）まず保安院でございますけれども、ご指摘の事故時の手順証につきましては保安院の職員は見ております。その手順証そのものは入手しておりませんけれども、モノは見ております。

Q：すいません、入手はしていないけれども見ているというのは・・・

A：（保安院）保安院は東京電力の本店ですとか、現地にもおりますしそういうところで当然見れる立場におりますので、そういう形で見ております。

Q：そうしましたらこれは要望にはなるんですけれども、東京電力側が知的財産の保護ですとか、核防護上の理由ということで墨塗りにしたということを仰っていますけれども、保安院の側から見て本当にその理由で墨塗りにしなければいけないものなのかどうか、特に核防護上の理由に関しては法令上との関係もあるでしょうから、どうしても出せないものと出せるものの区分が可能かと思いますので、それについて精査してこの会見で報告をしていただけないでしょうか。特に行数、12 ページの文章ということなので、それほど多くありませんから、全部で何行あってそのうちの開示できるところが何行あるかということまで調べていただけますと助かります。

A：（保安院）この問題はですね、保安院がもし書類を持っていれば情報公開法に基づいた手続きのもとに確認をしていくという作業になると思われますけれども、これはあくまでも任意で提出されておりますので、保安院として確認をして公表すべきかということを行うというような考えはございませんけれども、東京電力に対してはこのなかの範囲での公開をお願いしたいと思っております。

Q：この文章というのは今保安院の手元にはあるんですか、墨塗りにされてないやつ。

A：（保安院）ございません。行政文書として持っておりません。

Q：わかりました。東京電力がこれまでセキュリティ上の理由ということで様々な情報の開示を拒否していますけれども、本当にその理由なのかいまいち、納得できない部分も多々ありますので政府側でしたら一応守秘義務もあるで

しょうから本当にその理由で開示できないのかしっかりと確認していただければと思います。

それと、園田さんのほうよろしくお願いします。

A：（園田政務官）はい、ご質問いただいておりますから調査するよう指示はしておりましたが、まだその回答が返ってきておりません。出来次第その内容についてもお伝えをしたいと思っています。

Q：ありがとうございます。それですね、今日の昼過ぎなんですけれど、本人を名乗る人が小さなホームページを作って公表されまして、本人かどうかの特定はまだ私のほうではできておりませんが、そこで東京電力が会社に所属していた協力会社に対して、不利益な取り扱いをしないということであれば名乗り出てもいいというような趣旨のことを書いているんですけれども、政府としてはどちらを優先というんでしょうか、名乗り出るほうを優先したいと考えるのか、特にそういったことは考えないのか、なにかありますでしょうか。

A：（園田政務官）あの、何を優先するかというよりもですね、こういった趣旨でご本人の方がですね、訴えをされるのかというのはできればご連絡をいただければなと思っているんですが、ホームページから本人は特定できないのでしょうか。

Q：そこまではわからない状態です。目のところだけ写真を出している、防護服を着てライブカメラに写っておりますけれども、同じような形で別の場所で撮影したものを示していると、その程度。あるいは実際にJヴィレッジですとか、現場で撮影した写真をいくつか掲載している、なんでこういうようなことやったのかということを説明しているようなホームページではありませんけれども、本人かどうかをそこから確認するというのはちょっとできない状態ではあります。

A：（園田政務官）で、名乗り出ることは可能なようなことは書いているんですけれども、その条件として所属会社のほうに迷惑がかかるのはやめてほしいというんでしょうか、そういうふうに読める一文がありまして。それでまだ政府側が調査しているというようなことでしたら仮に東京電力が特にペナルティになる行為ではないのであればそういった約束がもしできるのであれば名乗り出てもらえるのではないかとそう思ったもので。

Q：そうですね。どういう形が不利益というかその方が何を御訴えされたいのかということもやはりあるのかなあと考えております。いずれにしても何故そういうことをすることが不利益になると本人がお考えなのかそのへんもできれば聞かせていただければなと思いますけれども。

A：（園田政務官）それは私のほうからご連絡できるようなことではないので、多分会見見ていればホームページに追及したりはされるかと思います。

Q：では今の段階で特に何かというのは・・・

A：（園田政務官）そうですね、できれば私も政府の一員でありますので、ご本人からなんらかの形で名乗り出ていただければ守秘義務は私にも課せられておりますので、当然ながら私の範囲でその方と接触ができるのであればしてもらいたいと考えております。ご協力をもし見ていただいてるなかにいらっしゃればしていただければなと思います。

Q：私のほうの要望でこの場に呼んでほしいというようなことも申し上げているんですけども、それについては何か検討はされましたでしょうか。

A：（園田政務官）いや、それはご本人のご意向次第ではないかと思っております。

Q：わかりました、ありがとうございます。

○司会

質問のある方。では一番後ろの男性の方。それからこちらの男性の方。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。園田政務官よろしくお願いします。中間貯蔵施設に関してなんですが、何点かございます。まず細野大臣が新聞社の各社インタビューで発言されている一部の中間貯蔵施設を福島第一原発施設内というのは、政府の意向と理解してよろしいのでしょうか。

A：（園田政務官）質問はまとめてお願いいたします。

Q：はい。それが第一点です。これによって質問内容が変わりますので、まずこれについて教えてください。

A：（園田政務官）おそらくですね、記者会見に出てらっしゃったんですかね。

Q：えーとですね、具体的に私が記者会見に出たのは、大臣が就任した時には出ておりますが、福島第一原発で中間貯蔵施設をというのは、これは新聞各社のインタビューでお答えいただいていることです。

A：（園田政務官）おそらくですね、それは勘違いを各社され、もしそういう報道がなされているのであれば。

Q：今現在2誌報道しています。

A：（園田政務官）ああ、そうですか。大臣はそういったことは申し上げたことはございません。一般の瓦礫についてですね、放射性の帯びた、失礼、瓦礫を福島圏内の、例えばこれから除染をやっていきますけれども、その除染をやっていく際には仮置き場というのが必要になってきます。そしてまたその、それは地域によって、これからお願いをするというかたちになっていくわけでございます。現に今、各市長村でもその旨はお考え、復興計画の中でお考えをいただいていると。で、そこから更に中間貯蔵施設というものをお願いをするということは申し上げているわけですが、この場所については福島第一原発内ということは一言も政府の中から発信した覚えはございません。で、同時にもうひとつ考えていただきたい、それとそれから、今私たちが取り組ませていただいているこの原子炉の、まあ例えば使用済み燃料の部分、それから福島第一原発内、敷地内におけるですね、様々な瓦礫というのが水素爆発によって生じた、関連して生じたものがございます。それについては今の段階でどこかに運ぶというようなことは結論として出ておりませんので、この福島第一原発の中でどういう形で保管をし、そしてまた、それをどの様に処理するかというのは、まさしく中長期のプロジェクトチームの中で今検討中でございます。従って福島第一原発サイト内におけるものと、それからサイト外におけるものと分けてお考えになられたほうがいいのではないかというふうに思っています。で、サイト外について中間貯蔵施設については、これから福島県ともいろいろご相談を申し上げていきたいというふうに考えているところでございます。

Q：分かりました。というのはちょっとですね、新聞の表現を見てもかなり大臣の言われたことと、実際の大臣の言われたことを踏まえての記事とちょっと飛躍みたいなどころがありまして、午前中も東京電力のほうにはですね、そういったことで趣旨で聞いてはおったんですが、確認させていただきました。とは言ってもですね、自治体にしましてはですね、昨日も西澤社長がですね、福島県議会に行って、県議のほうから、その瓦礫はどうするんだと。福島第一原発でなんとかしろみたいなことを言われていた様です。そうしますとですね、これは一日でも早くですね、中間貯蔵、自治体としてみれば自分たちの瓦礫を移動したいという意向はあると思うんですけども、これにつきましては大臣の就任会見でですね、私のほうで大臣にお伺いしたところ、今、原子力委員会ですね、中間貯蔵施設のあり方については見当されているというお答えをいただいたんですが、それはいつ頃ですね、中間貯蔵施設のあり方、或いは位置決め等というのはですね、これは見通しが立っているのでしょうか。

A：（園田政務官）はい、見通しという点において現段階でどういうスパンでこれをやるかということは、申し訳ございませんが検討の俎上でございます。従って今の時からちょっと見通しということも含めてですね、私からちょっと申し上げるだけのものを持ち合わせておりません。

Q：はい、分かりました。あと最後ごめんなさい。福島第一原発内の汚染瓦礫につきましてもですね、例えばその吉田所長とかですね、作業員の方、ずっと事故当初より作業しているという一面も当然あるわけですね。そうした方々への人体の影響とかですね、心理面の影響からするとですね、これはもう同じ当然人間ですから、そういった作業の方々も含めてもですね、汚染瓦礫を多少移動されるということも選択肢としては私あると思うんですけども、あくまでも福島第一原発内で汚染された瓦礫については、やはり施設内で処理するという貯蔵するというそういうスタンスの理解でよろしいですか。

A：（園田政務官）あくまでもというか、それがそこがですね、最終処分という形というのはなかなか。

Q：最終処分というのは、また別の話。

A：（園田政務官）難しいと思いますので、従ってこれからですね、燃料も含めて炉のカバーを掛けたり、建屋のですね、壊れた部分にカバーを掛けていく

というような状況になった時に、上の瓦礫をひとつひとつ取り除いていかなければなりません。で、その瓦礫をどういう形で一時的に保管をしておくかというところは、今、技術的にも様々な有識者の方からもご意見をいただいて、今、検討をさせていただいております。で、そうするとですね、そこからいわば当然の如く放射性物質が飛散をするという形があってはなりませんので、当然それを遮蔽するという形を技術的にも確立をしていかなければなりませんし、そしてそれによってそこから拡散をするということを完全に防いでいくというかたちを当然とっていかなければなりませんので、まさしく今それを検討させていただいて、そこで施設内で働いていらっしゃる方々ですね、影響を与えるようなことにならないように今後のそういった技術的な開発を含めて検討を更に進めていく所存でございます。

Q：わかりました。ありがとうございます。

○司会

それでは、先程あたって方。

○月刊誌のファクター 宮嶋

Q：月刊誌のファクターの宮嶋ですけど、園田政務官に伺いますが、進内閣で初のこの会見だと思うんですけど、総理から細野さんに指示が出ているかと思うんですが、就任の時にですね、菅さんから野田さんになってですね、この対策室の仕事が質的に変わるということがあるのかどうかですね、総理はもちろん東日本の除染をイの一番にやるということと、それから省庁の垣根を超えてそれをやるというようなことをおっしゃっているわけですけど、具体的にですね、どういう仕事の仕方になるのかということについて、少しでも変わったことがあるのかどうか、それを教えていただきたいんですけど。

A：（園田政務官）体制が変わってですね、そういう意味では経産大臣、或いは経産省の政務三役も併せて変わっております。それから、細野大臣、原発担当という面においてはですね、これまで官房副長官が副大臣という位置づけの中で置かれておりましたけれども、この度、内閣府の副大臣というかたちで中塚一宏副大臣が就任をされております。そしてまた同時に環境大臣も細野大臣の場合は兼任をされておられますので、今、詳しくはまだちょっと聞いておりませんが、環境の政務官が私といわばカウンターパートですね、除染のですね、対応をしっかりと連携をとってやるということが先般ちょっと確認をされたところでございますので、これから質的な変化とい

うよりは、当然ながら体制が変わってそしてそこから更にですね、お互いの連携を取るというような確認がされたという点では更に強固なものになっているものではないかというふうに私は感じております。

Q：先程、中間施設の話も出ましたが、所謂除染の担当大臣というのは、これは細野さんということでもいいんですかね。それから除染、縦割りというんですか。その複数の役所にまたがるものを調整していくという権限は総理にあるのかもしれませんが、細野さんということでもいいんですかね。その細野さんを支えるのは環境省の政務官、副大臣なのか、それとも細野さん、内閣の皆さんなのか、よく分からないし、現実問題として来週には環境省の中にここにおられるお役人の方々の多くがですね、外局として行かれるわけですから、実質的には環境省のほうジンモンになっていく、或いは予算を取っていくというような話になるのではないかと思うんですけど、その辺の頭の整理はどうなっているんでしょうか。

A：（園田政務官）新たな規制機関は来年以降、来年度以降環境省に置かれるという方向で、今、検討はなされております。先般、準備室が設けられておりますので、そちらのほうで予算であるとか体制整備はですね、来年度以降の体制整備についてはそちらで、対策室、これはまだ内閣府の中にございますので、細野大臣の支持指揮下の中で行われてはおります。そして、そういう面では、じゃあ除染はどこがというと、今の現状で申し上げますと、もうご案内の通りここでもお話をさせていただきましたけれども、今、現地で環境省の現地対策……除染の推進チームが立ち上がっております。そこを中心に、除染は、まず現地で行われます。それを今度はこの内閣、この現地ではなくて、内閣で調整をしているのが細野大臣の元で、これは内閣府が行わせていただいておりますので、各省の調整は原発担当としての細野大臣のほうで行い、そして現地においては環境省の指揮下の元で除染チームが中心となって行わせていただくと、そういう仕切りになっております。

Q：国民の目から、あるいは福島の人から見たら、どこか一つの役所で除染をやっていただければいいわけで、別に現地で環境省がやるなら環境省がやればいいし。そちらでこちらへもってくるって、例えば今度の、総理は予備費で除染のお金を計上するというのは、これはどういう形でどこの役所が司令塔になって予備費をとることになって、仕分けていくことになるのですか。

A：（園田政務官）これは内閣府が、原発担当の細野大臣の元でこの予算は計上

されます。二次補正の予備費の除染分については、細野大臣の元で、内閣府の細野大臣の元で行われるという形になります。

Q：来年度の予算と同時に9月から始まるわけですが、10月ですか、その場合の予算の除染の取りまとめ、その仕分けを含めたのはやはり内閣府でやるんですか。それはどうなんですか。

A：（園田政務官）来年度の概算要求については、まだちょっと私は聞いておりません。

Q：縦割りを乗り切るということは、そういうところを調整しないと来年度って、来年度予算は9月から予算編成始まると思うのですが、10月ですか。そこをどういうふうにまとめるというのは細野さんとかやるんじゃないんですか。要するに除染というのは一体誰が、誰の責任で、役所のレベルでやるんですか。そのところが私にはよくわからなくて、今のお話を聞いても、2つ役所があるねという感じにしか見えないんですけどいかがですか。

A：（園田政務官）いえ恐らく、恐らくといいますか、国が責任を持つて行う部分と、それから福島県と市町村が行う部分とがございますので、そういった面では国が行うということになると、技術的な様々な観点においては内閣府と環境省だけではなくて、当然ながら学校、園庭については、文部科学省という形になりますし、道路については国土交通省という形になりますし。また、山林や農地に関しては農林水産省というような形にもなるわけでございます。そういった面で、各省にまたがるわけでございます。技術開発であるとか、そういったところ、支援というものについては各省にまたがりますので、それをまとめるのがいわゆる内閣府という形になります。現地でそれを更に指導的な役割を示していただくのは、これは現地の環境省が設置しております除染推進チームという形になりますので。ちょっとその辺は各省のバラバラでやる予算要求と、それからそれを束ねて支援をする予算と、ちょっと分けて考えていただくことになるのかなというふうには思っております。

Q：基本的に除染というのは中央の役人の方がそんなに喜んでやる仕事ではないように私は思っています。ですから本来憎まれ役が政府の中にいて、あらゆる役所を、リーダーを取ってやらないと、いわゆる縦割りでやりますと押し付け合ったりするというのが実態だと思うのですが。そういう意味で、除染の担当の大臣というのは細野さんかもしれませんけれども、事務方のほう

は全くそれ程足並みが揃っているようには見えないのですが、それを総理は「壁を超えてやるのだ」というふうにおっしゃったと思うのですが、それはいかがですか。

A：（園田政務官）全くおっしゃる通りでございます。細野大臣はそれを調整するトップという形になっていますので、今、細野大臣の指揮下の中において、それを進めるべく除染を進めるべく、今、全力をあげているところでございます。

○司会

よろしいでしょうか。質問のある方。それでは後ろの、その真ん中の方。それから、その次そちらの端の後ろの方。

○NPJと吉本興業 おしどり

Q：NPJと吉本興業のおしどりで、宜しくお願いします。まず東京電力にお願いいたします。以前お聞きしてました高線量被ばくされた方の血液検査を公表していただく件なんですけれども、プライバシーとおっしゃられましたが消費者庁の個人情報保護法に確認したところ、これは個人情報保護法には触れないんですけれども、それでも公表していただけないのでしょうか。あと急性白血病で亡くなられた方の血液検査のデータも公表していただきたいんですけれども。因みにこの個人情報保護法は生きている方にのみ規制するもので、亡くなられた方は一切規制が掛かりません。公表していただけますでしょうか、宜しくお願いします。もう一点、9月2日に福島県総決起大会というものがあまして、そちらの中小企業の方の商工会連合副会長の方が、作業員のお仕事をしたいと、東京電力と利害を共に共有しながら共存共栄の関係を40年続けてきて、2次3次下請けには作業員の仕事が回るけれども、直接契約している企業には作業員の仕事が回ってこないとおっしゃっておられました。その点がちょっと分からなかったのでご説明をお聞きしましたところ、東京電力さんのお考えじゃないですかと……

○司会

質問は、すみません簡潔にお願いいたします。

Q：はい。東京電力さんのお考えじゃないですかと答えられましたので、そのお考えというものをご存知でしたら教えてください。続きまして文科省にお願いいたします。以前、義務教育に配る原子力教育、放射線教育の副読本に

ついてお聞きしてたんですけれども、その回答が有識者からなる委員会で、複数の学会の監修という、とてもアバウトなものでしたので、もう少し具体的な情報を。その有識者は誰か、学会とはどこかを教えてください。宜しくお願いします。そしてその環境モニタリングの結果なんですけれども、57 ページの簡易型積算線量計によるモニタリング実施結果のところなんですけれども、受ける積算線量の平均が第1回から第9回まで下がるにつれて、屋外活動時間制限ありの学校が増えております。積算線量が下がるにつれて屋外活動時間制限をしている学校が増えるという、この反比例の関係がちょっとよく分からなかったもので、これは初動の体勢が遅れていたのかどうか、何故このような結果、数値になったかを教えてください。お願いいたします。安全委員会にお願いいたします。今日配られました低線量被ばくのリスクからガン死の人数を計算することが適切ではないことを示した資料なんですけれども、ICRP 2007 年のパブリケーション 103 には、ハッキリと低線量における直線反応、これ直線しきい値なしの LNT モデルのことだと思いますけれども、それを仮定すると過剰のガンと遺伝的影響による損害は 1990 年勧告に引き続き、1シーベルトあたり約5%としているなど、低線量被ばくにおける名目リスクケースもハッキリと明示しております。なので、これは低線量被ばくにおけるガン死、ガンで死ぬ人数を計算することについて適切ではないと言ってるのでしょうか。ガンが発生することには 2007 年のパブリケーションには、そういうことは一切書いておりませんので、どういう資料かなと思って、教えてください。あと保安院と安全委員会、どちらかにお聞きしたらいいか分からないのでお願いいたします。奥州市の前沢下水浄化センターのデータを見ますと、8月25日にヨウ素 131 が 2,300 ベクレルパーキログラム検出されております。突然このような高線量が出ておりまして、9月2日で 590、9月6日でも 480 ヨウ素がでてるんですけれども、これは一体どういう挙動なのかお聞きしたいんですけれども。医療用ヨウ素を投棄したのかなと思ったんですけれども、あっちこっち神奈川とか札幌などでも同じように下水汚泥からヨウ素の挙動が見られます。そして、つくばの高エネルギー加速器研究機構のデータを見ますと、8月19日前後にわりと発災以降、一番高いピークが見られてるんですけれども、8月19日前後に何か福島原発のプラントでイベントがあったということでしょうか。宜しくお願いします。

A：（東電）まず東京電力からお答えさせていただきますけれども、血液検査のデータ等につきましては、個人情報保護法に係るデータというわけではございませんが、個人個人のプライバシーに関することでございますし、産業医の先生が健康上問題ないというふうに判断されておりますので、私どもとい

たしましては血液検査の結果を公表することについては差し控えさせていただきたいというふうに考えております。

Q：あの、5月で一番問題になっておりました。

A：（東電）それから、福島県の総決起大会のお話でございますけれども、私どもは、工事の契約に於きましては、発注者として元請け企業さんと契約させて頂いておまして、元請け企業さんがその後、こういった企業と契約されるかについては、私どもと致しましてはなにか指示をするとか、この企業を使ってくれですとか、この企業を使うなと言ったような指示をすることはございません。

Q：はい、ありがとうございます。以前、5月の統合会見のトピックでありました、作業員の造血幹細胞の保管をしないという判断が妥当であったかどうか、少しその血液検査のデータを見たいので、公表して頂けませんかでしょうか。以前、4月19日に私が、作業員の被ばく線量を公表して欲しいとお願いしました時も、同じようにプライバシーの理由で公表して頂けませんでした。が、現在では公表して頂いておりますので、如何でしょうか。

A：（東電）はい、まず、血液検査の結果につきましては、繰り返しになりますが、個人のデータでございますので、プライバシーの観点から公表を差し控えさせて頂くということと、現時点でも産業医の先生からの健康診断の結果では、異常がないというような報告を受けております。それから、被ばく線量に関しましては、多くの方々が現実に作業しておまして、実際にどういうふうな作業環境であるのかというようなことを示しする必要があるということで、私どもとしては、個人の特定出来ないような形で公表させて頂いております。

Q：個人が特定出来ないような形で、赤色骨髄の挙動などを見たいんですけど、如何でしょうか。

A：（東電）はい、繰り返しになりますが、血液検査の結果につきましては、産業医の先生が既に健康上の問題はないということを確認させておりますし、プライバシーに関することでございますので、公表する予定はございません。

Q：分かりました。では以前、被曝線量を公表して頂けなかったんですけれど

も、それを公表して頂くようになった経緯、心情の変化というのを教えて下さい。

A：（東電）心情の変化といいますか、こちらは、当時、250ミリシーベルトを超える私どもの社員が発生したということに鑑みまして、私どもとしては、被ばく線量については、公表するということを考えたものでございます。

Q：分かりました。因みに、その産業医の先生はお名前を公表して頂けるのでしょうか。

A：（東電）いえ、こちらは、私ども、それから各企業の産業医の先生方が従事されております。

Q：分かりました。ありがとうございます。

A：（文科省）文部科学省でございます。二点ご質問頂いたかと思えます。放射線についての学校で用いますような副読本につきまして、ご質問がございました。以前この場で、同じような質問がございまして、前任者からの有識者、あるいは関係学会のご協力を得て作成中であるというふうにご答弁申し上げたかと思えますけれども、いずれにせよ、最終的に出来上がった段階、そんなに時間はかからないと思えますが、その際にはですね、どういう方々が入って、ご検討頂いたのか、あるいは、監修等にどういう学会が関与されたのかについて、その中で公表されるものというふうに考えてございます。現段階においては、最終版出来てございませんので、お答えは差し控えさして頂ければと思います。それから、もう一点、学校の放射線モニタリングに関連して、線量全体は下がっているけれど、活動制限がある学校がまだあるじゃないかという話、ございました。四月に学校、校庭等ですね、活動の制限に関する暫定的考え方というのをお出ししたと、八月の末にですね、二学期が始まる前に、改めて今後、学校での線量一ミリシーベルト以下するというような新しい数値を出しております。また、二学期が始まりましたので、今後こういう制限が有る無しの学校が、どういうふうに移り変わるか、その辺は注意深く見て参りたいというふうに思っております。以上です。

Q：ありがとうございます。まだ、屋外活動制限をしている学校があるという質問ではなく、線量が減っているにも関わらず、屋外活動時間制限をしている学校が増えていっているという件なんですけれども、これは、線量、積算

線量が高い時期のほうが、屋外活動時間制限をしている学校が増えるべきだ
と思うんですけれども、如何でしょうか。副読本の件なんですけれども、教
科書検定などでも最終段階ではなく、検定段階から、そこに関わっている団
体、有識者などは公表されると思うんですけれども、如何でしょうか。

A：（文科省）増えていると申しますか、今、四十一公園がですね、七月の末か
らそういう制限をされているというふうに今、報告を受けてございますけれ
ども、その詳細については、申し訳ございませんけれども現在、承知してご
ざいません。それから、一般の教科書の検定との話ができましたけれども、こ
ちらについてはすいません、検定の委員会については、名簿は公表されてい
るかもしれませんが、今回につきましては、間もなく出来上げるとの
ことでございますので、それを見て頂ければよろしいかと思います。

Q：ありがとうございます。いつ頃度、完成でしょうか。

A：（文科省）出来るだけ早くというふうに、作業急いでいるところでございま
す。

Q：分かりました、ありがとうございます。

A：（原安委）はい、安全委員会ですけれども、今日お配りしたペーパーの関係
なんですけれども、何度かお話申し上げてますけれど、100mSV 以上の線量を
受けた場合ですと、癌の様ないわゆる確率的影響の発生確率が、受けた線量
に比例して上昇するということは、疫学調査からも非常に明らかな訳ですけ
れども、百ミリシーベルト以下の線領域になると疫学調査からはその関係
はよく分からなくなってくる。ただ、生物学的な研究なんかでは、そういつ
た低い領域でも、確率的影響の存在は見込まれるんですけれども、では、定量
的に見てどれ位かということは、中々わからないという状況です。そういう
状況なので、放射線防護ということの目的からは、百ミリシーベルト以下で
も、閾値なしの比例関係があるというふうに仮定してやりましょうというこ
とになっている訳であります。従いまして、あと、その場合のリスクなんで
すけれども、百ミリシーベルトであれば、生涯の癌死亡リスクが0.55パーセ
ント上がるというような恰好になっている訳です。それを延長して考えれば、
十ミリシーベルトでは、リスクがどれだけ上がるかと言え、0.055パーセン
ト上がるということに、なる訳ですけれども、ただ、では、そういった線量を
多くの方が浴びた場合に、どれだけ癌の死亡者が出るかということは、そこ

はそういう線量域での放射線影響が定量的にどうなのかということは、はっきりしていないという状況ではそこにそういう人数の計算をやるということは、適切ではないでしょうということを今日お配りしたペーパーは申し上げております。一方、LNT、閾値なしの比例関係モデルを使うこと、そのこと自身はなんら否定されていないということでもあります。

Q：ありがとうございます。では、この資料は癌死の増加人数を計算することが適切ではないという資料ですけれども、ICRP勧告、2007年のパブリケーション103は、そのような文言は書いていないと思うんですけれども、なので、ここの資料にピックアップされたことに関して少し不思議に思ったんですけれども。

A：（原安委）これはですね、以前、この会見でそういった低線量を多くの人が浴びた場合の癌死者数をなぜ出さないのか、というご質問があったことに対して、私は、それはUNSCEARとかICRPの場では適切ではないと言われておりますということをお答えした際に、では、その根拠となっている文章を配って下さいということがあったので、今日お配りしたものでありまして、ICRPのペーパーで言えば、例えば、この総括のKのですね、日本語で言いますと、二ページ目になりますけれども、二ページ目に行って上から二行目のところからですね、「長期間に渡る非常に低い個人線量を加算することも不適切であり」、その後ですね、「特に、ごく微量の個人線量からなる集団実効線量」、これまあですから、非常に低い線量掛ける人数でもって、リスクがどれだけ増加するかということから、癌死亡者数を計算することは避けるべきであるということを言われております。それから、そのページの下の方の六十六項でもですね、日本語で言いますと、三行目の終わり頃からですね、やはり同じことが、言われておるということでもあります。

Q：分かりました、ありがとうございます。では、すいません。最後にもう一個だけ、それでは、でも低線量に於ける確率的影響はあるとこのパブリケーションには、書いてありますので、癌の死者数を計算することが適切ではない、癌は発生するが、死者数を計算することが適切ではないという資料でしょうか。

A：（原安委）はい、癌が発生すると仮定することは、これは放射線防護上、そういう考え方にたってます。そこは、なんら、この今日お配りしたところは、否定しておりません。

Q：分かりました、ありがとうございます。

A：（保安院）保安院でございますけれども、ご質問の趣旨は、最近何か大きな放射性物質の放出を伴うイベントがなかったのかという、そういったご趣旨だと思いますけれども、私が把握している範囲においてはそのような特別なイベントはなかったと思っております。これまでもモニタリングポストのデータですとか、あるいは文部科学省におかれては様々なモニタリング、サンプリングデータを公開されておりますし、また原子炉の注水状況につきましても、ほぼ毎日状況は公表させていただいておりますけれども、特に何か原子炉などで異常があったと、最近ですね。というような情報は持ち合わせておりません。

Q：分かりました。ありがとうございます。では奥州市で8月27日に25日の最終日測定日27日にヨウ素131が2,300Bq/kg 下水汚泥から出た点と、つくばの簡易計で8月19日前後で高線量のピークがあったという件はどういった理由なんでしょうか。もしご存知でしたら教えてください。

A：（保安院）保安院ではわかりません。

Q：分かりました。いずれ教えていただけるんでしょうか。このような下水汚泥からセシウムは動いてないんですけれども、高線量のヨウ素が出る件についてはあまり原発プラントと関係ないということでしょうか。

A：（保安院）保安院でプラントとの因果関係は今申し上げるほどの情報は持ち合わせておりません。ヨウ素といっても半減期は短いといっても当然あるわけでございますから、当然そういったものが検出されたのかもわかりませんけれども、今少なくともそのプラント、発電所のサイトにおいて何か最近特別な事象が起こったという風には考えておりません。

Q：分かりました。ありがとうございます。その濃縮されたものではなく、7月から1週間に1回ぐらい測って8月11日まで不検出なんですけど、25日に突然2,300Bq/kgになりますので、これはどういった挙動かなと思ったんですけれども、またいずれ教えてください。よろしくお願いします。

○司会

質問のある方いらっしゃいますでしょうか。それではまずそちらの方。

○N J P 日隅

Q：まず原子力安全委員会のいただいた資料なんですけども、これは最初のはチェルノブイリの事故なので色んな事情があると思うんです。2つ目以降については、トゥリビアル、インディデュアル、ドーズとか、レディースノールレディエーションレベルとか、そういう感じのことが書いてあって、これはおそらく1ミリシーベルト以下のことを指しているのではないかなと思うんですね。私がこのことを聞いたのは、年間5ミリシーベルトを食べ物から最大限取りうるという値について、その場合のリスク評価をきちんとしてるんですかということ聞いたものに対する答えにはなっていないんじゃないですか。つまり1ミリシーベルト以下のものがそういうものであって、1ミリシーベルト以上のものは危険なのだという、そういう認識がそもそもないということ自体が問題なんではないかという風に私は思うんですけれども、これを見て最初に思ったのはね。ですので質問は、ここに書いてあるごく微量のとか何とかというのは、1ミリシーベルト以下のことじゃないんですかと、つまり逆に言うとかく微量というのは何ミリシーベルトのことを指すんですかということきちんと言明していただきたいということです。あと保安院の関係なんですけども、SPEEDI の関係なんですけども、SPEEDI は何度もやっているんですけども、誰の指示で何のためにそれぞれ予測したというのは質問してまだお答えいただいてないと思うんですけども、それからE R S S は先ほど合同対策委員会には送られていないから検討されていないと言われたんですけども、これは送るのが原則でマニュアルでは送ることになってるはずなんですけれども、送らないということであればそれを決めたのは一体誰でどういう判断だったのかということですね。それから関連なので聞いときますけども、東電のほうが一番最初のE R S S の前に独自に解析したのについては、東電さんがどういう風にやったのかわかりませんというようなことを先ほど言われたんですけども、東電としてはではこれはどのような解析をされたのかをお答えいただきたいということですね。またもとに戻って保安院なんですけど、貞観津波で2009年の9月に保安院に東電から津波予測の報告が口頭であって、それが放置されていたということなんですけれども、それについて何故放置していたということについては担当の方に聞いたのでしょうか。それからその関係で東電のほうに口頭での注意とかそういうことはできないんですかということ聞いたんですけれども、それについてその後どうなんでしょう。その関連で1号機の汚染水が発見された際、あれは2号機のほうで確か負傷された方がいてその前に1号機のほうでも汚染水が既に見

つかってたんだということだったんですけれども、これについて保安院が報告を受けたのはいつだったんですか。こういうことを放置してこれが遅れたと思うんですよ、おそらく。遅れたはずなのにそれを放置してたから今回のような色んなことが起きると思うので、その時にきちんと口頭での注意が必要なんじゃないかと思うので、その例としてその後もう1回確認して聞きたいと思います。それから高濃度汚染水漏れについて、つまり漏らしたほうじゃなくて漏れてしまったほうですね。漏れてしまったほうについて、魚を食べた場合の評価というのはこれはまだ出てないと思うんですけれども、保安院はこれは東電のほうから受け取ってるんでしょうか。それから保安院はEUIのストレステストの内容について把握されてるんでしょうか。それから園田さんは、原子炉内部の状況についてできるだけ正確に把握するようにという指示を出してこられなかったんでしょうか。園田さんが関与する前なのかもしれないけれども、政府として色んなERSSとかそういうものを使ってきちんと正確に状況を把握するようにという指示を出されなかったんでしょうか。それからホームページの訂正がまだのようなんですけれども、何度も言ってますけれども、更に調べてみたら文科省が作っている放射能を正しく理解するために教育現場の皆様へという23年8月19日に書かれたこの10ページ、これも官邸のホームページからリンクしてるんですけれども、この中にただし数年で250ミリシーベルトになるような弱い放射線では影響は生じませんと断定的に書かれてるんです。影響が生じるかどうかわかりませんという風なのが正確な文言であるはずなのに、250ミリシーベルトとなるような弱い放射線では影響は生じませんと、こんな断定的な文言が書かれているものを教育現場の皆様へ配布することについて、しかもそれが官邸のあれとリンクしてるというのがちょっと信じられないんですけれども、これは直ちに訂正をしていただきたいんですが。それからドイツのZDFについてお送りしたんですけれどもこれはご覧になったのでしょうか。それから水棺という方法はこれはもう諦められたんでしょうか。諦められたんだとしたらどういう理由で諦められたのかなということ、それから魚について検査されてないみたいなんですけれども、いまだに。20キロ圏内でしたっけ。これは結局、30キロ圏内。実際に売ってる魚を全量検査していない以上、30キロ圏内の魚についてもきちっと測った上で安全性を確認するというのが、日本国民の安全を、健康を守る上で必要なことだと思うんですけれども、それについて何故されないのかということを改めてもう1回聞きたいと思います。以上です。

A：（原安委）安全委員会ですけれども、今日ペーパーをお配りしたことについてひとつはつきり申し上げておきたいのは、このペーパーを配ったからといっ

て、安全委員会は低い線量、5ミリシーベルトという風におっしゃいましたが、5ミリシーベルトでもリスクがわずかですけれども上昇すると、放射線防護の目的からは仮定することは何ら否定はしておりません。それで、何故今日お配りしたかという、先日その質問をされた際に、リスクを考えているのか、たとえば5ミリシーベルトを浴びた場合にがん死者数がどれだけ増えるか考えているかというフレーズが確かあったと記憶してますので、そこについてはそういったがん死者数を5ミリシーベルトというような線量、これは明らかにこの文脈ではトリビアル(trivial)な線量になると思っております。そういった線量で多くの人数を対象にがん死者数がどれだけ増えるかということの計算することは適切ではないと言われておりますということ、そう言われてる部分を今日お配りしております。いくら線量が低くてもLNTモデルではリスクがあると仮定するということは、何ら安全委員会としては否定しておりません。

Q：そこはもちろんよくわかってるんです。そこで安全委員会のほうで、ただね、そこはわかってるんだけどその上でトリビュアルとかってというのが、今言われたように5ミリシーベルトがトリビュアルっていう風に言われるっていうのはやはり違うと思います。わたし今2008年レポートのチェルノブイリのやつを見ましたけれど、それを見ると上の段の方に20年間で30ミリシーベルト云々って書き方があるんですよ。20年間で30ミリシーベルトって毎年1ミリシーベルトにほぼ近い場合の話なんですね。そういう場合がトリビアルであって。まあここで言い合いしても仕方ないんで。ちょっと確認をしていただきたいと思います。

A：(原安委) はい、そこはICRPの活動に参加している日本の専門家に聞いてみたいと思います。

A：(保安院) 保安院でございますが、SPEEDIについて。まずSPEEDIについてでございますけど。これは何度も申し上げておりますけど、担当班、具体的にはERCの放射線班の中で実際のデータが無い中で色々仮定をおいて、試していたという事でございまして、それ以上のものではなかったと。あくまでも担当レベルの参考として40ケース、40数ケース行ったという事でございます。誰かがこう指示をしてなんと申しますか実際の多くの避難等の活動に使うという目的を持って行っていた訳ではないという風に承知しております。それからERSSがオフサイトセンターに送られなかったという事でございますけれども、今回の事故事案、本来であればですね期待されておりますオ

フサイトセンター現地対策本部が中心となってものを決めていくという姿であった訳でございますけれども、今回はオフサイトセンターが必ずしも設備面、あるいは通信面含めて十分機能していないという中であったという事がまず背景としてあろうかと思えます。そういう中でこの ERSS について何故送らなかったかという、送らない事を決めたというような事はないと。まあ決めたという様なそういった事ではなくて、3回評価した結果、進展評価した結果を保安院から官邸のオペレーションルームには送ったという事でございます。送らなかったという。送らない事を決めたという様な、そういう積極的に決めたという事実はないという風に今、認識しております。それから貞観の地震の関係でございますが、2009 年の 9 月に東京電力から保安院の担当者は説明を受けておりますが、この辺りはですね、十分周知する、共有する思いが至らなかった事は言うておりますけれども、特に貞観の地震に関する東京電力からの説明については保安院と東京電力でも認識のずれがございますし、それからあの本件は前の 2008 年の問題も含めまして、事故調査委員会において様々な検証作業が今行われていると思えます。行われているところでございますので、これについてその過程で様々な立場、様々な方からヒアリング等が実施されているという風に私は認識しておりますので、この件について、これ以上保安院から何か申し上げるのは控えたいという風に思っております。また保安院から口頭で注意をしたという事はございません。それから 1 号機の汚染水の発見の件でございますが、報告があったのかという様なご質問でございますけれども、保安院、統合対策室、統合対策本部と当時は言うておりましたけれども。そこに保安院も常駐しておりましたので、どういう記録があるかどうかは分かりませんが、タービン建家に滞留水があるという事は東京電力がテレビ会議システムを通じて情報共有した際には、そこで保安院は認識していたと思えます。具体的に何か改めて報告とかいう事ではないと認識しておりますが、そういった中で汚染レベルは徐々に分かって参りますけど、状況は認識していた。状況は認識していたという風に思っております。それから高濃度の汚染水が漏れた際の評価でございますけれども、影響評価の事だろうと思えますが、確か評価はしていたと思えますが、ちょっと今具体的に記憶がはっきりしませんので確認をしたいと思えます。それから欧州のストレステストでございますけれども、欧州のストレステストの概要のところはですね、以前ある程度把握はしてきておりますけれども、今の欧州、それから日本もそうですけど検討を進めているという段階でございますので、これから日本でも検討を進めながら、評価を進めながら更に情報交換、意見交換などは進めなければいけないという風に考えております。以上でございます。

Q：すみません、その保安院の関係であれなんですけど、じゃあストレステストの関係ですね、把握している内容ですね、EUについて。説明できる機会があれば是非お願いしたいと思います。つまり日本のテストが国際基準に合う様なものなのかどうかというような事を国民が知る意味で重要なポイントだと思いますので。それからタービン建家の滞留水の関係なんですけど、これは当時おそらく保安院が知ったのは1日遅れかなんかだったという様な言い方を多分された記憶があるんです。で、ちょっとそれは確認をしていただきたいと思いますね。いわゆるビデオを一緒に見てて認識したという表現では当時なかったはずですので、お願いします。

A：（保安院）すみません、確認ですが、タービン建屋の滞留水は滞留水がある事が認識したのが保安院が1日遅かった。そういうご趣旨でしょうか。

Q：はい。その様な事を当時発表。

A：（保安院）会見か何かで言ったという事ですか。

Q：はい、はい。

A：（保安院）確認出来るかどうかあれなんですけど、確認してみたいと思います。それからストレステストの件ですが、海外での評価という事から致しますと現在、IAEAに評価をしていただこうという事で今、これから具体的な相談をしようと思っておりますので、IAEA、国際原子力機関、IAEAのですね、そのレベルというものをどういう形でご協力いただけるかわかりませんが、お願いはしていきたいと思っております。

Q：それはそれでいいと思うんですけど。他の国がどういう事を実際しているのかというのを知るというのも重要だと思うので、それについてもご検討いただきたいと思います。それから先ほどオフサイトセンターに送られなかった話ですね。ERSS。これは送るのがマニュアル上そうになっているはずなんですけれど。それを送らなかったんだから、どっかで送らないと決めているはずなんですよ。これはいいと。このデータはこういうものだからもう送らなくていいんだと判断しない限りはマニュアル通り送っているはずなんですけど。そこを聞いてるんですが。

A：（保安院）保安院でございますが、ERSSはですね、通常であればオフサイトセンターと繋がっております。防災訓練などでも行っておりますけれども、オフサイトセンターが機能している時にはそのERSSが機能しているときには自動的にプラントの情報が入ってくると。オフサイトセンターがイニシアチブを取りながら事故の進展などを検討していくというのが記載されていた訳でございますけど、今回のERSSの解析というのが本来、事故時ERSSが期待されていたような解析ではなくて、過去のデータベースの中から類似したものをピックアップしてきたと。あくまでもデータベースの中から1つ選んできたという事でございまして、その結果を原子力安全基盤機構の方から聞いて、おおよその進展というものを、見通しをまあ1時間単位で作って、それをA4の紙にまとめて送ったっていう、そういう事でございます。

Q：ちょっと、マニュアルはないって事ですか、そういう。繋がっているから、自動的にアクセス出来るだろうと言う事はわかるんですけど、繋がっていない場合に、もちろん繋がっていない場合を原則としてるんじゃないと思うんですけど、こういう情報は送るんだというようなマニュアルがないですか？

A：（保安院）ご質問の趣旨はこういったデータベースからとったようなものであっても、マニュアル上送るようになっているのかというご質問でございますでしょうか？

Q：マニュアルがどういう内容になっているのかという事です。その排除、つまりERSSの情報を送るという事がマニュアルにあるかどうかという事です。

A：（保安院）そもそもこのようなデータベースから取ったものを使うという事は想定しておりませんので、事故時の対応といたしましては。やはりオンラインで繋がっているデータを基にですね、そのデータを活用しながら解析をしていくというのが基本的な流れでございます。

Q：じゃあなんでそんな20回も作ったんですかね？ごめんなさい。それはSPEEDIか、5回か。

A：（保安院）5回です。ERSSは5回ですけども、まず3回は純粹にそのデータベースから取ってきたものでございまして、後の2回は一応解析をしよ

うと、仮定をおいてですね、しようとしてみましたが、具体的な進展予測に使うような段階にはいたってはいなかったという事でございます。

○司会

よろしいでしょうか？

A：（東電）東京電力でございますが、保安院さんの方にT A F等のいわゆる炉心、有効燃料頂部に到達する時刻等を通報連絡しておりますけれども、こちらはいわゆる原子炉がスクラム、原子炉が停止してからの崩壊熱の発生量、それから注水が出来ていないという事から、水の蒸発量等の熱バランスから水位がどれくらい下がるかとい割合を計算いたしまして、T A Fには何時頃到達するという事を評価した上で保安院さんの方に通報したというものでございます。

Q：その様な解析と言うのは、事故後東電の方では何度くらいされているのでしょうか？

A：（東電）そちらについてはまだ正確には確認できておりませんが、私どもとしては1号機から3号機ともその都度、保安院さんの方に通報連絡を入れています。

Q：だいたい何回くらいか、概数でいいんですけれども。

A：（東電）それはちょっと確認してみないとわかりません。

Q：じゃあお願いします。

A：（園田政務官）私への質問で、まず炉心の炉の内部の状況把握を指示していたかというご質問でございますけど、当然ながら事故状況の進行の中ですね、どういう形にあったのかというのは全部私も見ているわけではありませんけれども、当然ながらこの事故収束をするにあたって、水の漏洩であるとか、熱を冷やさなければいけないという事で水の注水であるとか、そういった状況をやっていく中では、当然炉の状況がどういう形であるのかという事を把握するようにしていかななくてはならないわけで、当然保安院も、あるいは現

場にいた作業にあたっている人間も含めてですね、そういう状況に努めようというふうにしていたのは確かだろうというふうには思っています。当然それを政府としても把握しながら、次なる策を打って行こうというふうに立てていたというふうには思っております。ですから従って、その都度その都度のどういう段階で、どういう判断がなされてと言うのは、今後の事故調も含めて調査がしっかりと行われていくだろうというふうには思っております。今の現段階で出来る限りの手順、こうした手段に関しての様々な形はホームページからも今見られるようにはなっているというふうに思っておりますので、一度ご確認をいただきたいと思っております。それからすみません、ホームページでですね、まだ直っていないではないかという事でございました。ご指摘の通り、日本学術会議の議長談話という形で出ておりますので、学術会議の方の記載は中期をいう形で出ておりますけれども、まだ官邸のホームページ上がですね、それに対しての直っていないという事で、今検討をしていたいてます。すなわち、学術会議本体そのものを載せるかどうかというところでありますので、したがって官邸の私達の方で直せる形が有効かどうかと、適切に出来るかどうかという所は、今検討をしていただいている最中だという報告を受けております。それから文科省さんの方のホームページについてはですね、わかります？

A：（文科省） ご指摘いただいたホームページと言いますか、放射線を正しく理解するためという冊子と言いましょか、パワーポイントの資料だと思えます。ちょっと手元にございませんで、また確認をしてご対応したいと思います。

A：（園田政務官） それから、あと先日ご質問いただいたZDFの小原さんでしたでしょうか？ ジャーナリストの小原さんのその撮影内容のという事でございますけれども、すみませんが私の手元にはまだ届いていないんですけれども、内閣府の方でまた調べさせてはいただきたいというふうに思っております。後、水棺に関して、諦めたのかという事でございますけれども、ステップ1からステップ2の間においてですね、様々な循環注水冷却というもので、冷やすという形の策を最終的には手段として取らせていただきました。これによって、言わば冷温停止状態にもっていけるものではないかという判断でございました。すなわち途中の段階で色々な炉心内部の状況、あるいは格納容器の状況、あるいは建屋内の状況から判断して、今の現段階で循環注水冷却というものが最大限有効な手段であると、方策であるという形の判断の中からこの状況を作ってまいりました。今後ですね、このステップ2が終

了し、そして中長期の検討の中においては、今原子力委員会にもお願いをさせていただいているわけではございますけれども、どういう形のものが炉心の燃料取り出しというものを有効的に出来るようになっていくかというかと、技術的な検討に入らせていただいています。その中で言わば損傷部分を埋めて、そしてそこから水棺というような形もですね、一つの策として念頭には置かせていただきながら今後もどういう形でやっていくのが1番安全で、しかも早期に取り出す事が出来るかというところはですね、今後も技術的にも検討していきたいというふうに思います。

Q：魚の事は？ 魚の事も聞いたと思うんですけど。

A：（園田政務官）ごめんなさい。魚についてはですね、そうですねすみません。食用にされるという所のモニタリングはされてるわけではございますけれども、第1原発からの影響という所からするとですね、今文科省さんでやっていただいているのは海底土と海水、これは東電もやっていただいておりますけれども、そこで海水の状況を把握をしていこうという形では行わせていただいています。魚については取っていないという事でございます。

Q：ですので、取るべきではないでしょうか？つまり市場に並ぶ、口に入るものを全部検査してない以上、魚はどこまでも泳いでいくので汚染されている可能性が高いものについて、きちんと測った方が安心して食べれるんじゃないでしょうかという・・・

A：（園田政務官）食用に関するですね、魚についてはもうモニタリングはされていると思っておりますので、市場に出ている魚については安全なものであるという事が言えると思います。

Q：モニタリングと言うのは何匹の内、何匹ぐらいを。全量の何パーセントぐらいが実際に検査されているんですか？

A：（園田政務官）申し訳ございません。ちょっと今手元にはございませんので、農林水産省に確認をしておきます。

Q：それでホームページの訂正はですね、前回は薬害の例挙げましたがけれども、健康被害をもたらす方の話なのでね、早期に変えていただきたいと思うんで

す。つまり、官邸の注釈としてこれは客観的に間違ってるわけですから、書くことはできると思うんです。ご本人の訂正を待たずして。それも要望です。以上、終わります。

○司会

それでは、どうぞ。

○エネルギーと環境 清水

Q：エネルギーと環境の清水です。単純な質問なんですけども、さっき途中から来たのでだぶって質問があったらごめんなさいということなんです。除染の対策、今後についてですが、除染が必要だと認識されている土地利用目的別のエリアというのは、もちろん原発サイト外ですけども、福島県内あるいは福島県外で、どのくらい特定されているのか。その特定の仕方というのは、除染すべきもの、あるいは除染するのが望ましいもの、あるいはそれ以外のものと言いますか、そういうパターン別で必要な除染面積というか、そういうものがちゃんと特定されているのかどうか。これが第一点です。これは園田政務官か、あるいは環境モニタリングをやっている文科省ですか。ちょっとその辺どちらが答えいただけるのか分からないんですけども。それから二点目は、東京電力はサイト内に今全力をあげているわけですけども、やはり除染とか、瓦礫処理とか、放射性物の。これは大変な労力と費用と時間がかかると思うんですけども、東京電力はどういう関与を郊外のものについてされようとしているのか、その方針を聞かせてください。それから三つ目は、さっきも園田政務官の話でありましたけども、現地に環境省は対策本部を作って、第一線で除染とか瓦礫とか、中間貯蔵とか、最終処分場まで行くかどうか分かりませんが、そういうことをやるわけで、ここの統合本部の政府側のメンバーに、もう細野さんも環境大臣になったわけですから、環境省出すべきだろうと思うんですけども、その辺の、出すべきとは、メンバーに加わったらいんじゃないかと、この統合本部のメンバーに。それを是非お願いしておきたいのでその見解を伺いたい。その三つです。

A：（園田政務官）まず除染対策の全般的な計画でございますけれども、ご案内の通り原災本部で今、各地域、福島県とそれから福島市、失礼、計画的避難区域とそれから警戒区域と、それから緊急時避難準備区域というような所の対象の市町村の皆様方に、いわゆる復旧計画を作っていて、そしてその中で除染を今行っていてという形になっております。そういう意味では、まず今月、失礼、先月の中ほど、まずは緊急時非難準備区域からお願い

をさせていただいて、各市町村でまずこの除染計画を立てていただくと、失礼、復旧計画を立てていただくという形にしております。それ以外の市町村については、今福島県が計画を立てていただいておりますので、詳細なモニタリングをこれから福島県さんが中心となって、地域の住民と一緒にやって行こうというふうにおっしゃっていただいておりますので、その計画をする中で、それぞれ地域できちっと除染計画などもいずれ出てくるものではないかというふうに思っております。で、そのサポートをするのが正しくおっしゃるように、除染の推進チームという形で環境省が現地において、今チームを作らせていただいておりますので、しっかりとそこと連携をとっていただきながら、技術的な支援も含めてＪＡ等々が支援をしていただけるというふうに聞いておりますので、そういったところと一緒に、各地域の除染の計画についてはサポートして参りたいというふうに思っております。それから、これから環境省も中心になっていくということでございまして、この統合会見の中にということでございますけども、あくまでもこの統合会見は、ご案内の通り福島第一原子力発電所の事故、そして炉の状況を国民の皆様方にきちっとご提示をしていくというところからスタートしておりますので、そういった点では原子炉の状況を、汚染水の水処理も含めて、これからの燃料棒取出しまでの中長期的な観点の中から、皆様方にご説明をする場という形でございます。別途、環境省において、しっかりと除染の関係については、記者会見等で大臣も行っていていただくという形になっておりますので、その点については環境省が中心となってやっていただけるものではないかなというふうに思っております。まあ、ご要望はご要望として承っておきますので、その体制ができるまでの中で環境省さんにご協力いただくところは、私からもお願いをしていきたいと思っております。

Ｑ：すいません。県外については、基本的には除染の事業というのは必要ないという認識なんですか、今は。

Ａ：（園田政務官）いや、必要ないということを申し上げているわけではございませんので、県外においても当然・・・福島県外です。当然、言わば比較的高い地域があるというふうに聞いておりますので、今正しくそういったことを航空モニタリングを通じて、把握ができつつあります。これからより詳細なモニタリングをやっていただけるというふうに聞いておりますので、その中から、例えば宮城県なら宮城県で除染が必要だという形になったら、またその技術的な提供であるとか、あるいは支援も含めて、私どもから働きかけは

して参りたいなというふうに思います。

A：（東電）東京電力でございますが、いわゆる20キロ圏外、30キロ圏内につきましては、現在文科省さんの指揮の下でモニタリングの関係を中心にご協力させていただいています。私ども東京電力の他、各電力会社から支援チームを編成いたしまして、放射線の計測を中心に行っております。その後でございますけれども、今後、除染ですとか瓦礫の撤去といった関係が、やはり主要な問題になろうかと思しますので、こちら政府の皆様とよくご相談させていただきながら、こういった協力ができるのかについて検討して参りたいというふうに思っております。

○司会

よろしいでしょうか。

Q：一つだけ。政務官が答えて、おっしゃっていただいた中で、やはり瓦礫処理とか除染とか、復興の関連の話が、これからは非常に多くなってくると思うんですね。で、やはり第一線でやっている省庁なり、そういうところの情報というのは非常に貴重なので、事故収束がメインの統合本部の設置目的かも知れないですけども、やはり細野さんが原子力安全庁も含めた、環境省の大臣になったということもあるので、それは是非協力を頑張っていってもらいたいと思いますが。統合本部に環境省がメンバーで来るということに対して。

A：（園田政務官）統合対策室というのは、ご案内の通りこの東電の中に置かせていただいておりますので、そういった面では、ご案内の通りこの事故の収束ということが、一義的に設置された統合対策室でございます。従って、ご案内の通り除染等も含めて瓦礫の処理に関しては、環境省が主体となって行っておりますので、当然ながら細野環境大臣も、当然ながら記者会見をやっていただいておりますし、恐らくこれから環境省の副大臣含めて、環境省でこういった会見を行うというふうに聞いておりますので、当然ながら、皆さん方にも入っていただける、そういう会見室ではないかというふうに思ってます。だから、決してやってないということではございませんので、是非環境省にもお問い合わせをいただいて、ご登録いただければ、きちんと皆様方からのご質問にもお答えができるというふうに思います。

○司会

それでは引き続き指名させていただきます。それではこちらの方から。

○フリーランス 木野

Q：すいません。フリーの木野ですけれども。何点かあるんですが。まずは東京電力の松本さんに。先ほど事故の直後にT A Fの到達時間の解析等を、保安院の方に送ってるというお話があったんですが、これはT A Fの到達時間、T A Fに到達して以降の事象の進展というのは、解析しているのでしょうか？ その内容というのは保安院の方に送っているのでしょうか？ その関連なんですけど、保安院の森山さんはその東京電力からの幾つかその1号機から3号機まで送られたという事なんですけど。この内容というのはまだ、一部しか出されてないと思うんですが、全容の公表というのはされますでしょうか。？ それから保安院森山さんに、ちょっと先日前お伺いしたモノの確認なんですけど、E R S Sの扱いの…、先ほども質問が出てましたが、E R S Sの扱いのマニュアルというのはその後、確認の状況というのはいかがでしょうか？ もし解ったら教えていただければと思います。それから、同じく保安院森山さんに、先日東京電力からイノベーション委員会の方に送った手順書なんですけれども。黒塗りの部分というのは、黒塗りの部分の内容を保安院の方では正確に把握してるんでしょうか？ というのはですね、その核物質防護上の問題とそれから知的財産関係で出させないという話なんですけれども。その黒塗りになっている部分の、何処ら辺が核物質防護上の物でそれ以外の物があるのかどうか。

○司会

それ先程質問で出ました。

Q：いや、要するにその黒塗りの中の部分できちんとその全体が核物質防護上の物なのか。その知的財産の問題がどこまでか、解らないというお話ありましたけれども、知的財産の事は置いてですね、その黒塗りの中でどの位核物質防護上の問題というのはあるのかなのかといのをちょっと把握されてるか、教えていただければと思います。それから、これは文科省の方。ごめんなさい、ちょっとお名前失念してしまったんですが、海洋のモニタリングで、以前から既に発電所から30キロ圏内の部分が東京電力が専門にやって、それより外の所を文科省で担当されてるんですけれども。区分けをした経緯というのを、もしご存知でしたら教えて下さい。いや、何度かお伺してるんですが、細野大臣もですね、いろいろな事情があってという風にいうんですけれども、そのいろいろな事情というのを、もしご存知であればお伺

いできればと思います。それから、同じく文科省。海産物の調査に関して今その現状、食用に関してはやってるということなんですけれども。原発の事故の進展であるとかですね、周辺の影響を考えると30キロ圏内の水産物の調査というのにも必要だと思うんですが、これまでまったく水産物の調査が半年間ゼロなんですけれども。この事に関してはどういう風に評価されているのでしょうか？ 先日お伺いした際に、食用の部分に関しては必要なので水産庁が必要だからやってるというお話でしたが。水産庁に確認したらですね、別にその食用云々ではなくて、事故の影響を含めて調査をしたいという話をしていたので。ちょっとその辺の認識というのをお伺いできればと思います。以上お願いできますでしょうか。

A：（東電）東京電力でございますが、私共は先程申し上げた通り、スクラム後、原子炉が自動停止した後発生する崩壊熱と、後は熱バランス等によりまして原子炉の水位の変化を予測して、所謂T A F有効燃料頂部ですとか、有効燃料底部に達する時刻等を予測して保安院さんの方に報告をいたしております。炉心の損傷状況に付きましては、C A M S放射線モニターという格納容器の放射線を測る計器等で、こちらは損傷の程度を把握するグラフがございますので、そういった物から損傷程度を推定して保安院さんの方に連絡を入れています。

Q：そうするとそのT A Fの頂部、底部に到達する時刻を解析した同じ物で、その後の事象の進展というのは、解析はされてないのでしょうか？

A：（東電）はい。解析といいますか、木野さんがどういう意味で解析という言葉が使われてるか解りませんが、こちらは先程申し上げた通り、原子炉で発生する熱と水が蒸発する量から、水がどういうスピードで減っていくかという事を計算いたしまして、水位がどういう風に変化するかという様な事を予測した物でございます。

Q：ごめんなさい。すいません。ちょっと確認ですけれども、保安院の方では東京電力が持っているそういう解析コードを使ったんじゃないかという発言、ちょっとお話がさっきあったと思うんですが、それは使ってはいないと言う事ですか？

A：（東電）はい。M A A Pの様なですね炉心解析コードは、4月の中旬以降原子炉のパラメーターが徐々に入手し始めて以降、5月の上旬になりまして解

析を行ったものでございます。

Q：分かりました。

A：（保安院）保安院でございますが、東京電力から送られて来たものについてはですね。基本的には全部ホームページに公表しております、ちょっと今それぞれどれがそれに該当するかってっていうのは解りませんけども。例えば2号機であればですね。2号機であれば、異常事態を連絡様式という様式にですね、15条の第6法という所にTAFの到達予想ですとか、炉心損傷の開始予想というのが書かれた紙が送られております。ちょっと1号3号がどういう物かは、今すぐには解りませんけども。東京電力から報告があったものについては、ホームページ上公表はしております。それから、ERSSの取り扱いマニュアルはもう少しお待ちいただければと思います。それから、手順書の内容ですけども。勿論、保安院として保安院が自ら行う業務の範囲内でこの手順書も見ておりますが、ご指摘のあったそのどこの部分が知的財産に当たるのかとか、そういった精査はしておりません。

Q：すいません。知的財産に当たるのはどこの部分かというのは、これは東京電力の判断分かれる所だと思うんですが。核物質防護上の部分で見せられないという部分は、保安院でも判断できると思うんですけども。今回そのイノベーション委員会の方に送付されている黒塗りの部分の中で、どのぐらいそういった物があるかというのは、保安院は確認は…。

A：（保安院）保安院は精査しておりません。核物質防護上の問題も含めて、保安院は精査しておりません。先程申し上げましたように、もし保安院がこの文書持っていて、保安院に対する情報公開請求があれば、手続き上どういう所がそういう核物質防護上の問題、或いは知的財産の問題というのは、それ精査する必要がありますけども。保安院としてはこの文書を持っておりますので、精査はしておりません。

Q：ごめんなさい。今回その送られてきた文章をきちんとその精査する予定というのは、今後は…？

A：（保安院）今のところございません。

Q：一応そのイノベーション委員会の方では、その仲介の様な形で保安院の方

にお願いしていると思うんですけれども。そうすると、保安院は右から左にとりあえずそのお願いを回して、東京電力の物を左から右に戻すとそういう役割なんでしょうか？

A：（保安院）保安院としてその特別委員会の方からのですね、ご要請にはしっかりと協力して行きたと思っておりますが。こういった所までお求めかという事ですね、むしろ委員会の方のご判断もございますので、保安院はその求めに応じて、東京電力に文書の提出の要請をしているという事でございます。

Q：ごめんなさい。協力という部分では、別にその委員会の主旨をですね、確認する以前に今回こういう事故があったので、そういった物が確認の必要。手順書の確認が必要だという事が解っているので、あの黒塗りのままではまずいというのは、常識的に考えても解ると思うんですけれども。アレを何とかしようという協力の方法というのは、今現在はあんまりないという感じなんではないでしょうか？

A：（保安院）今は要請、文書のですね、提出要請がございましたので、それに対しては東京電力に、これも基本的には任意の要請だと認識しておりますけれども。保安院からも要請をして、文書の提出をいただいてそれをその、そのまんま国会の委員会の方に御提出をしたと、いう事でございます。

Q：今後もし黒塗りの部分をなんとかというような要請があった場合は保安院としては対応はできるのでしょうか。

A：（保安院）情報公開に関わる問題でございますので、ちょっと手続き上どういう形になるのかここで即答するのはできない状況でございますけれどももちろん保安院が行政文書として持っているものであれば情報公開の請求あれば精査をしなければならないというよりもそういう手続上の対応はさせていただきますけれども、このような任意での対応、あるいは情報公開ということを保安院の任務の中でどこまでできるかということは実際そういったご要請があった場合によく考えたいと思います。

Q：わかりました。

A：（文科省）文部科学省でございます。会期でのモニタリングについての質問

でございますけれども、ご指名の通り 30 キロ圏内といいましょうか、沿岸域は東京電力さんにおいて、それ以外においては文部科学省関係機関のご協力を得て行ってるということでございますけれども、なぜそのような線引きしたかについての経緯については私も存じ上げておりませんけれども、限られた理想図と申しましょうか、測定モニタリング機器とか要請の問題等もあるなかでそのような分担がなされたというふうに思われます。それから海産物については先ほど園田政務官からございましたように食用については農林水産省でご担当されております。またそれ以外の海洋生物、環境使用としての海洋生物へのモニタリングにつきましては土壌について汚染状況をしっかり把握していくことがまず第一ではないかというふうに考えているところでございます。

Q：まず一つが 30 キロ前後で分けた理由というのは限られたリソースのなかでなったと思われるというのは推測だと思いますので、きちんとその理由を説明していただけますでしょうか。次回で結構です。もし確認できたら説明をお願い致します。それから環境資料としてのものは土と海底度と水ということなんですが、事故から半年経っているんで、そういう時期ではないと思うんですけれども、ずっとそれは海底度と水とだけをやっていけば十分だというような認識なんですか。文科省としては。

A：（文科省）一点目の点については確認させていただきます。二点目の点につきましては政府全体の環境モニタリングをどのように勧めていくかという中でですね、今後いろいろと決めていくものではないかというふうに考えておりますが現在のところはそこをいろいろとモニタリングの要請と申しましょうか、測らなくちゃいけない資料等もたくさんございますので、そういった中でのプライオリティも考えていく必要があるのではないかというふうに考えております。

Q：ですので、東京電力に丸投げするのではなくて、なぜ国のほうでやらないのか非常に不思議なんですけれども、特に国のほうでは 30 キロ圏内というのは重要度というのはあまり考えてないというふうに認識されていると思うのですが、そういうことなんですか。

A：（文科省）関係機関のデータも持ち寄ってですね、全体として事故の影響の広がり判断していくということが基本だというふうに思っております。その中でそれぞれが持ち場持ち場で分担をしていくというような考え方で現在

は測定モニタリングが行われているというふうにご理解いただければと思います。

Q：ではいつから 30 キロ圏内をきちんと水産物含めてやるという計画というのは政府のほうでは今ないということでしょうか。

A：（文科省）明文なものがあるとは承知しておりませんが、確認させていただきたいと思います。

○NHK 岡田

Q：よろしいでしょうか。NHKの岡田です。園田政務官にお伺いしたいんですが、今ストレステストのことについて報道なんかでもたくさんでてるんですが、保安院と原子力安全委員会のチェックがあると思うんですが、それにさらに IAEA が関わってくるという事なんですが、関わり方について大臣とか各機関でかなりのズレがあるというふうに考えているんですが、実際 IAEA が関わってくるということがどういった形で今回のストレステストに関わってくるというふうになるんでしょうか。それを教えてください。

A：（園田政務官）はい、IAEA の関わり方ということでございますけれども、結局私どもが日本国内において原発の稼働に関してまず保安院が一次評価あるいは二次評価というものをきちんと行ってもらおうという形になります。その評価についての適正とっていいんですかね、安全委員会がそれをいわば横でチェックをするという形をとるというのがスキームでございます。安全委員会のダブルチェックというか、チェックを受けたあとにまた保安院のほうで最終的に稼働を承認をするという形になっていくわけでございますけれども、そのスキームについて IAEA にいわば技術的な助言も含めてこういう形で日本は行っていますということを報告させていただいて、IAEA からそういう日本のやり方が IAEA のなかで映るかというのを見ていただくというふうに考えていただければ結構でございます。

Q：ええとそれはですね、結局端的に言うと保安院のチェックした内容を原子力安全委員会がさらにチェックして、IAEA からお墨付きをもらうという形なのか、IAEA が実際になにがしかのチェックをするという形になるのかという・・・そこが結構いろんな方に聞いても意見がバラバラなのでそこをどういうふうな考え方なのか、直接的にかかわってくるのか、やり方自体

を評価するという形なのかそのあたりを明確にお答えいただければと思います。

A：（園田政務官）はい、あのですね、ちょっとこの件についてはもう少し検討しなければならないようでございますので、一度整理をさせていただきたいと思います。したがって IAEA が直接的に関わるというのは、おそらく私の感覚からするとないと考えておりますけれども、そういう面でどういうこの日本のやり方というものを IAEA において評価をしていただくというのはある面国際的な説明責任というか、そういったところもまだ我が国の姿勢というものが求められてくるわけでございますので、そういった点では IAEA にもこういうやり方をやっているという報告するのはあっていいとは思っています。

Q：細かいんですけれども、今の段階で IAEA が直接プラントを見に来るだとか、わかりませんがやり方を逐一見るという形ではないということでしょうかね。

A：（園田政務官）おそらくそこまではいかないと思います。世界各国に何百何千という原子力発電所があるわけですので、それを全て IAEA でチェックをするということにはならないというわけでございます。但し様々な日本国のやり方についてもですね、当然 IAEA が防護の関係も含めてきちんと監査も含めて監修しているわけでございますので、そういった面ではそれぞれのストレステストを IAEA が全てチェックをするというのは少し私は行き過ぎではないかなと思います。

Q：わかりました。

○司会

質問のある方。ええとそちらの後ろの方から二番目の方。それからその後のほうの男性の方。

○ジャパントائمズ 永田

Q：ジャパントائمズの永田と申します。園田政務官にお聞きしたいんですけれども、警戒区域の解除の判断とタイミングなんですけれども、以前からステップ2を終了した段階で帰れるところは帰ってもらうというようなことを細野大臣もおっしゃっていたと思うんですけれども、そもそも以前にもこう

という質問が出ていたら恐縮なんですけれども、なぜステップ2一の終了というものがタイミングになったのか、たぶん冷温停止という要素が大きいと思うんですけれども、どういう経緯でこのステップ2終了というのがこのタイミングになったかというのをちょっとお聞かせください。

A：（園田政務官）当然警戒区域の設定についてはですね、炉心が水素爆発によって、失礼、炉心じゃないですね、建屋が水素爆発によって、いわば、発電所から何キロ圏についてはですね、その影響を受ける可能性が大きいあるところから、この警戒区域というものを設定をさせていただいたわけでございます。そういった面では当然ながら、今後ですね、そういう爆発の危険というものがもうないということ、形を、私どもとしてはこの事故収束というところにおいて全力を挙げていかなければならない、というふうに考えていたわけでございます。そういう観点から申し上げますと、当然ながら、これ以上の水素爆発を防ぐという形になれば、という状況を作るということであるならば、当然この炉の安定というものが求められるわけでございます。で、炉の安定というものはどういうことかという、当然ながら、水によって冷やすというような形、そしてその冷やす状況がきちっと安定的に稼働をしているという状況を、当然作らなければならないということですから、その状況がステップ2の終了というところに私どもはひとつの目標を定めさせていただいてます。当然このステップ2が終了するということは、即ち炉の状況が安定的に冷やされていると、そしてそれによって水素爆発の危険性がなくなったということがこれで言えるわけでございますので、当然そうするとその警戒区域の設定というところからすると、解除という形がそこから検討がされるという形になります。但し、今の現状からするとですね、その20キロ圏内が果たして本当に住める状況であるかどうかというところは、また別途検討をしなければなりません。当然ながら、インフラ整備も従前から申し上げているように、除染もしなければなりませんし、インフラ整備も当然しなければいけません。そういった面ではステップ2ステップ2が終了したら即座に住民の皆さん方がそれによって戻れるかという、必ずしもそうではないと。しっかりとですね、そのインフラ整備も含めて対策を行っていかねばなりませんので、ステップ2ステップ2が終了するということが即ち即座に住民の皆さん方に戻っていただけることになるのかということであるとすれば、それはもう少し厳し目に私どもは見させていただいているところでございます。

Q：分かりました。その地域のインフラですとか除染の状況とか、もちろん考

慮しなくてはいけないと思うんですけれども、とりあえず、その原発の状況としてはステップ2ステップ2がひとつの目安だという理解だと思うんですけれども、そのステップ2ステップ2で本当に炉が安定しているかっていうところがちょっとそもそもまだ疑問があると思うんですけれども、というのも、ステップ2ステップ2が終了してもですね、恐らく炉心がどこにあるのかというのも恐らく把握できていない状況だと思いますし、格納容器の健全性ということもですね、どこが破損してどこが漏れているのかということも分からない状況だと思うんですけれども、そういう意味では放射性物質というのか、完全にその原子炉の中で格納されていないというような状況ですね、原子炉の中もどういう状況になっているのかは分からないというところで、本当に炉の安定ということが言えるのかということに関してはどうでしょうか。

A：（園田政務官）ご指摘の件についてはですね、当然ながら私どもも念頭においているわけございまして、従ってステップ2ステップ2のいわば目安という形においては、当然この冷温停止状態というものをまず作り上げていくことであると。そしてまた、追加的な放出量、放射性物質の放出が抑えられていくという形を私どもは定義づけさせていただいておりますので、当然それからするとですね、いわばサイト外に対してのこれ以上の危険性というものは、これによって管理されるという形になりますので、当然ステップ2が終了、この条件という形が満たすことによって、ようやく次のステップに進めるものではないかというふうに思っていますので、従って先程申し上げたように、ステップ2が終了したらすぐさま解除になるかということ、そういうことではなくて、ひとつひとつの状況をこれからステップ2が終了した後もですね、作り上げていかないと、解除ということにはなかなかすぐさまにはなっていないのではないかというふうに思います。

Q：正確にはそのステップ2が終了したら解除の判断ができるかどうかとも検討始めるといふ形なのでしょうか。

A：（園田政務官）はい、そうです。

Q：分かりました。という可能性としては、除染とかも進んで地域のインフラ的なことも復旧していれば、そのステップ2が終わってですね、帰れる地域が出てくる可能性もあるということなのでしょうか。

A：(園田政務官)はい、おっしゃるとおりです。それはステップ2が終了した、或いはそれまでもですね、当然除染をしっかりと今後やっていくつもりでございますので、それが終わって、そしてモニタリングを更に強化をさせていただいて、それでこの地域は戻っても大丈夫だという地域は出てくるはずです。で、そうなった場合にその地域の、いわばインフラ整備という形も作り上げていかなければなりませんので、それは各市町村とも様々な形で連携を取らせていただきながら、そしてまた、住民の皆さん方のご意向というものもあろうかというふうに思っておりますので、そういった方々ともご相談をさせていただきながら、一日でも早く戻っていただけるような状況を私どもとしては、作り上げて参りたいというふうに思います。

Q：分かりました。最後に、そうすると今の文脈でいきますと、原子炉の状態はステップ2終了して冷温停止を達成して、放射性物質の放出等のコントロールをしてですね、してはいると思うんですけども、それでもやっぱり先程申し上げましたように炉心の状況ですとか、格納容器の状態というのはその段階でも分からないと思うんですけども、そういった状況で住民の心理としてですね、地域の数キロ圏内にある原発に穴が開いているのに、本当に帰っても大丈夫なのかっていう不安な心理は多くの人があるとは思うんですけども、それども早く帰りたいって言う人はいるかもしれないですけども、ただ専門家の方の中でもそういった炉心の状況は格納容器の漏れとかを完全に塞いでから住民の人に帰ってもらうっていう判断のほうがベストなんじゃないかっていうことも、意見もあるんですけども、その辺りは最後にどうでしょうか。

A：(園田政務官)当然様々なご意見を拝聴させていただきながら、今後も検討は進めていくつもりであります。そしてまた、炉の状況の安定というものを、やはり私どもとしては作り上げていく、そしてそれによって途中の段階でもですね、また安全委員会も含めて有識者の専門家の皆さん方からもご意見、ご指摘をいただきながら進めていくわけでございますので、そういった点では私どもだけで、「大丈夫だ、大丈夫だ。」というようなことを申し上げるつもりはございません。

Q：ありがとうございました。

○司会

はい、それでは先程当てたそちらの方。

○NHK 石川

Q：NHKの石川といいます。除染について園田政務官と文部科学省の伊藤さんにちょっとお聞きしたいんですが、まず園田さんにですね、ひとつは、今できるだけ早く除染してですね、戻れる環境を作りたいということでありましたけれども、その20キロ圏内、或いは30キロ圏内、或いは計画的避難区域ということで、今までの政府の検討の中でそれぞれ何年位を目処というようなものと考えていらっしゃるのでしょうか。それからもうひとつは、住民の方にもいろいろな意見があると思うんですが、できるだけ早く戻りたいと、絶対戻りたいという人とですね、もうそろそろ見切りをつけたほうがいいというような方々もいると思うんですが、そういう住民の意向の把握というのは政府としてはどのような形でやるつもりなののでしょうか。

それから、戻りたいという方については除染とインフラの整備等で戻れる環境を整備するという政府の方針というのはわかるのですが、じゃあもう無理だから戻りたくない、自分の土地とか家屋を売って、どこか他のところに移住したいという人がいてもおかしくないと思うのですが、そういう人たちに対してはどのような対応、補償等をなさるおつもりなのか。あるいはそういうことも検討しているのかどうかを教えてくださいと思います。それから最後に園田さんに、モニタリング調整会議というのがありましたけれども、新内閣になりまして、その構成メンバー、特に議長の正の方の構成メンバーは決まりましたでしょうか。細野さんと園田さんは、そのまま留任ということだからそのまま継続だと思いますが、環境省、文科省はどなたが出てくるのかということをお教えいただければと思います。それから文部科学省の伊藤審議官にお聞きしたいのですが、除染との関連で、あの辺の地域は大変、森林等が多くなっておりまして、平地を除染しても、なかなかバックグラウンドが下がらないと、森からのということで、そういう問題もあると。森の汚染の状況を今後どのように調べて、今後の除染に生かしていくつもりなのかということをお聞きしたいと思います。それからもう一つ、やはり森ということになりますと、そこからの河川、水、あるいは湖沼、湖、沼での汚染ということも気になるわけですが、そういうところのモニタリングがどうもちょっと足りないのではないかと、調査研究が足りないのではないかと感じるのですが、森林も含めて今後どのようにそういう調査、研究を強化していくのかと。それから最後に川の水の検査、検出限界が、今、確か10ベクレル／リットルとなっていると思いましたけれども。これはちょっと高すぎるのではないかと、せめて1ベクレル／リットルまで下げるべきではないかという意見もあるんですが、どのようにお考えでしょうか。以上

お願いします。

A：（園田政務官）まず私から除染の計画でございますけれども、何年をということでございます。今の現段階で、何年というものの計画を立てているわけではありません。もうモデル事業を始めさせていただいておりますので……すいません、モデル事業はこれからでございますけれども、それを行って、その実証実験に基づいてデータが様々な形で更に出てくると、詳細なデータが出てくるといふふうに思っておりますので、そのデータを見ながら地域、地域によってその状況を当てはめながら今後も考慮していきたいというふうには思っております。当然、その地域の住民の皆さん方の、あるいは実際の皆さん方のご協力なくしてこういったことは進みにくいというふうに思っておりますので、そういった点では、皆さん方の地域のご理解と支援というものも、合わせてお願いをしながら地域社会においての除染計画というものを作っていただけるようお願いをこれからしていきたいというふうに思っております。それから住民の意向の把握でありますけれども、これは当然、今、各市町村ごとに住民の皆さん方のご意向というものを聞いていただいているところでございまして、その聞いていく上で、いわゆる復旧計画というものが作られていかれるものだというふうに考えております。従って、そういった市町村の皆さん方のご協力をいただきながら、住民の皆さん方のご意向というものは把握に努めていきたいというふうに思います。それからその中で、いわば戻りたくないといいますか、移住のこともお考えになれる方々もいらっしゃるだろうというふうには、私も思っております。そういう面では極力といいますか最大限、私ども政府としてもご相談と、それから自治体の皆さん方との連携もさせていただきながら、今後の方向性については検討を進めたいというふうには思っております。そういう面では当然ながら最終的にはこの事故に関しての、事故に由来する補償という形の中に、そういったところも視野には入ってくるものではないかなというふうには思います。ただ、そういう移住の計画というものがどれだけ、そしてどういう形でおこなわれるかというところは、まだそこまでの検討というものがなされているわけではありませんので、今、現段階において私どもが市町村との話し合いの中で申し上げさせていただいているのは、当然、まず基本は元の村、元の町に戻して欲しいという地元からの強い要請もいただいておりますので、そこに全力で私どもとしてはお答えをしていくということに、今の現段階ではつきるということをお願いしておきたいというふうに思います。それからモニタリング調整会議につきましては、申しわけございません、まだ新しい政務三役の担当というところのご連絡をいただいておりますので、早急にこの点に

ついては、それぞれ確認を取らせていただきたいというふうに思います。

Q：除染の実証実験について、今、例えば農水で、昨日も大臣が行かれて視察したというような実証実験も行われておりますけれども、つまり住民というのは農家の場合ですと、水田だけではなくて、或いは山から腐食土をもってくるとか、あるいは住宅もあるとか、つまり総合的な環境でキチンとならないと、一つの側面だけ除染、あるいは実証実験しても、それで戻れるということには、なかなかならないんじゃないかなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

A：（園田政務官）はい、その点については、今、南相馬市が一つの実証実験として取り組もうということでお話しをいただいております。そのやりかたというのは、おっしゃる通り別々に、個別にやるということではなくて、町の地域の全体の中で取り組むという形、総合的に取り組むという形になりますので、当然、生活圈、区域という点でそれぞれのやり方で除染をしたら、どれだけ町の線量として空間線量として落ちるだろうかと、あるいは道路の上と脇という形で落ちるだろうかというところを総合的に進めていくものでございますので、それぞれ個別でやって、それぞれの個別で計っていくという形ではないというふうに思います。

Q：それからもう一点。移住と言いますか、そういう住民の意向の把握の件なんですけれども、住民の意向が当然分かれると、一つの町、村でもですね。分かれるということが予想されると思うんですが。つまり言いたいのは、結局そこに戻るべきか、或いは何処かに移住すべきかというのは、個々人の判断というのが最終的には自分の人生ですから決めることになると思うんですけれども、それを市町村だけで、市町村長の首長だけに聞いてると、場合によっては少数意見が無視されるということにはならないかという懸念はあるんですが、その点はどうのように住民に意向を把握していくつもりなんでしょうか。

A：（園田政務官）私は、どちらかというと言善説に立って物事を進めるタイプでございますので、当然各市町村におかれましても、各個人個人の状況を把握しながら、そこに適切な行政としての手段、手立てを講じていくだろうというふうに考えておりますので、少数意見の方々が無視されるということはずまず無い、というふうには考えたいというふうには思います。そして、当然ながら色々なご相談やらですね、個別のご相談というのもの、ひょっとした

ら出てくるのかもしれませんが。そういった面では是非、福島県の中でもですね、当然、県民の皆さん方の住民の移行、住民の移行というか、相談窓口というものは当然ございますし、また、私ども政府としても、福島県庁の中に現地対策本部も設置をさせて頂いておりますので、そういった点では、ご相談には、当然ながら乗ることが出来るというふうには思います。

A：（文科省）文部科学省でございます。特に森林等に於ける汚染状況の把握、あるいは今後の対応について、ご質問頂きました。広域的な汚染の状況につきましては、これまでも行っておりますけど、航空機によるモニタリング、これを福島県に於いては、恐らく、今後引き続きですね、定期的にと申しましょうか、行う中で把握していくことになると思います。それから、河川とか湖沼、あるいはその森林でのですね、放射線物質の移行状況これにつきまして、現在、既に土壌の状況につきましては、発表したところでございますけれども、現在研究を進めていまして、九月中にですね、それなりの測定結果等についてもですね、取り纏めの上、公表したいというふうに考えてございます。それから、川の水の検水限界のご指摘ございました、文科省が直接測定しているものではないのかもしれませんが、ちょっと確認させて頂ければと思います。

Q：確か環境省だと思ったんですけども、何かそのようにですね、その田んぼ、とか畑は農水で、河川は環境省でとかですね、しかもそれぞれによって、検出限界が、いや測定方法が違うというようなことがあってですね、どうも総合的に判断する妨げとなっている気がするんですが、文科省がモニタリング調整会議の事務局であるように伺っておりますので、その辺のところを統一して、統合してですね、何か調査方法等を纏めるという考えはありますでしょうか。

A：（文科省）今、この場で申し上げることはちょっと難しいかもしれませんが、ご指摘の点は宿題として踏まえさせて頂ければと思ってございます。

Q：宜しくお願いします。

○司会

よろしいでしょうか、じゃあ、質問のある方、それじゃあ、前の方、そちらの女性の方。で、続いて前の方の男性の方。

○TBSテレビ 齋藤

Q：TBSテレビの齋藤と申します。原子力研究開発機構が出した試算ですね、海洋汚染が15,000テラベクレルという、そういう試算が出ていて、これは前に東京電力さんが出した、4,720という数字の3倍くらいあるんですけども、これについて、松本さんどういうふうにお考えなのか、どうしてこういう試算に違いが出たのか、その辺りをお聞かせ下さい。

A：（東電）はい、私どもと致しましては、日本原子力研究開発機構さんがそういった試算を行ったことに関しましては、報道を通じて知っておりますが、どういった経緯で、経緯と言いますか、根拠で、試算を行ったのかというようなところについては、私どもとして把握しておりませんので、この値の妥当性につきましては、判断できないという状況でございます。以前、公表させて頂いた通り、私どもと致しましては、海洋に放出した汚染水に関しましては、2号機と3号機で高濃度の汚染水をそれぞれ520立方メートル、250立方メートル、それから、低濃度の汚染水で10,393立方メートル放出したということのかつて、公表させて頂きまして、その際のそれぞれの放射エネルギーという意味では、4,700テラベクレルなどの数字でございます。

Q：妥当性を把握出来ないということなのですが、この3倍という違いが出る原因としてはどんなことが考えられますか。

A：（東電）従いまして、こういった根拠で計算されたかというところが分かりませんので、値の大小がなぜ3倍なのかというようなところについては、判断することは出来ません。

Q：じゃあ、特に前に出した数値を修正するということは、今のところ考えていないと。

A：（東電）はい、私どもとしては、当時は、流出量の評価と含まれる放射能濃度の掛け算で評価致しましたので、現時点でこの両者の数字が見なおさなきゃいけないというようなところの根拠は今のところもってはおりません。

○司会

はい、じゃあ次の方どうぞ。

○日本テレビ スノー

Q：日本テレビのスノーと申します。先ほどのもあった事故時の手順書の提出について、ちょっと東京電力の松本さんに確認したい点があります。そもそも、提出されたのは、シビアクシデントの時のものではなくて、平素の手順書ということでよろしかったでしょうか。あと、今日夕方までにシビアクシデント時の手順書も提出するようにとの要望があったかと思います。これはもう既に提出されたのでしょうか。という点と、あと、続けて言いますと今日夕方までに提出されたものが、更に内容が不十分であれば、松本さん本人を国会に呼ぶことも検討しているとの話もありましたけれど、その点どうお考えでしょうか。あとですね、国会には提出出来ないということですが、事故調査検証委員会には開示しているものなんでしょうか、黒塗りではなく、ちょっとその点確認させて下さい。

A：（東電）はい、事故時運転操作手順書は、状況によりまして、何分冊かに別れておりまして、いわゆる原子力がスクラムした場合といったものと、もう一つは原子炉水位が異常に低下した場合という、徴候をベースにしたもの、それからいわゆる、苛酷事故ということでシビアクシデントというようなもので、主に3つに別れております。今回は、要請されておりましたのが、事故時操作手順書のうち、特に、アイソレーションコンデンサの操作の部分ともう一つは、格納容器スプレイに関する部分ということでございましたので、それに該当する部分を提出させて頂いたというものでございます。それから、本日先程、保安院さんの方からお話がありました件については、まだ、会見が始まる前の段階でございすけれども、私どものほうにまだ、要請を受けたという事実が確認出来ておりませんので、現在の時点で、いわゆる本日の要請に対する回答が出来たかどうかについては、ちょっと分からない状況でございす。それから、事故調査委員会のほうでございすけれども、こちらは、当然事故の調査の関係でご覧になったということは、聞いておりますけれども、いわゆる事故調の調査資料という形で、お持ちになったということではないというふうに聞いています。

Q：すいません。ご覧になったというのは、つまり、黒くなっていない物を事故調査委員会は目を通してしているということでしょうか。

A：（東電）だと聞いています。

Q：なるほど、そうしますと確認なんですけれども、今仰っていた該当する部

分を提出したっていうのは、つまりこの3つのうちのシビアクシデントのものではなくて、事象に応じたものということですか。

A：（東電）はい、そうです。そちらのところにですね、今回のご要請がありました、非常用復水器の部分と格納容器スプレイ系の記載がございますので、そちらの方を提出させて頂きました。

Q：つまり、55度の、関連のことがここに書いてある。

A：（東電）はい、55度の記載があるとか、あるいは、格納容器スプレイ系は、手動で起動しますというようなところが記載がございます。

Q：分かりました、ありがとうございます。

○司会

先ほど当てていた、そちらの方どうぞ。

○朝日新聞 佐々木

Q：朝日新聞のササキです。園田政務官に伺った方がいいのかと思うんですけども、またですね、工程表の改訂の時期が近づいて来るんですけども、それについて、現段階でですね、どういったことを盛り込まれることになっているのかということとですね、あと、17日だと今月土曜日になるわけですけども、それについて17日にやるのか前後する予定があるのか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。あと、この会見の議事録のようなものをホームページに掲載始められておられますけども、それに関してお尋ねをしたいんですけども、以前8月22日の会見に関して記録編集時に一部修正という注釈が入って掲載されているものがあるんですけども、記者側の質問ですがこれはどなたの判断でご本人に確認を取られた上でこういう修正をされているのか、そこを確認させてください。

A：（園田政務官）まずロードマップの改訂でございます。これについては1ヶ月ごとでその進捗状況というものをこの場をお借りいたしまして、政府と東電の統合対策室としてこれまでも発表して参りましたので、今回もそのつもりで準備をさせていただきたいという風に思っております。その内容についてはまさしく検討を加えさせていただいておりますので、この1ヶ月間の進捗状況の中で当然サリーも含めて実際に稼働しているというような形と、そ

れから今後の対策の中で更に盛り込めるものがあるかどうかというところは今検討をさせていただいているところでございます。したがって、この１ヶ月の進捗とそれから向こうの数ヶ月のステップ２の終了までの間で付け加えられるものというものを、今まさしく検討させていただいておりますので、それについては今後の発表の中までお待ちをいただければという風に思っています。それから、１７日かどうかということでございますけれども、やはり１７日を念頭に今考えてはおります。色んな面で検討を加えさせていただいておりますので、若干前後する可能性もありますし、またしない可能性もあるということで、現時点でお待ちをいただきたいという風に思います。なるべく早く皆様方には前もって何日という形をお伝えできるようにしたいという風に考えております。それから議事録の訂正につきましては、ご発言のご本人の方にも確認を取らせていただいた上で、不適切だということで削除させていただいたということでございます。

Q：関連でなんですけれども、工程表に関してですけれども、検討中ということではあるんですけれども、今度９月になるとステップ２、３ヶ月から６ヶ月と言っているとところまであと１ヶ月になるわけですけれども、さすがにその時期になるとそんな幅を持たせた言い方はできないんじゃないかと思うんですがそれに関してはいかがでしょう。

A：（園田政務官）まさしくそれについては細野大臣の就任の時にも申し上げて、どなたかのご質問にもあったかと存じますけれども、現段階でこのステップ２の終了期間、いわば３から６というこの幅については今の現段階で何か動かすと、変えるということの私どものいわば検討状況ではないという風に申し上げておきたいという風に思います。したがってまだ今月の進捗状況も踏まえて、今後來月の１０月まず３ヶ月目の１０月１７日までの間でどこまでできるのか、そしてどういう形でこのステップ２というものが終了できるのかというところは、更につめて検討していかないと、今の段階ではまだ何とも言えないという風に申し上げておきたいと思います。その代わりと申しますか、極めて厳しく私どもとしては今の炉の状況も見ながら、安易な考えでこれをいわば進めるという風には考えておりませんので、厳しく厳しくそしてチェックにつぐチェックをさせていただきながら、しっかりと安定した状況と、冷温停止状態がどういう形でできているのか、それが安定しているのかどうかというところも極めて厳しく見ながら判断をしていきたいという風に思います。

Q：ちょっと修正の件なんですけど、記者側の発言なので記者のご本人の方が責任を持たればいい問題かと思うんですけど、そもそも動画とかがアーカイブされていて、もとの発言も多分見ることができると思うんですね。要するに政府側の持ちかけでその記者の発言を修正するようなことがあるのはあまり好ましいことだと思わないんですけれども、どういう運用をされていくおつもりでしょうか。

A：（園田政務官）極めていわば会見の内容について、記者の皆さん方と通常いわば政府の発表する形の中で、私どもの内部でございますけれども、内部についてはきちっとその表現ぶりであるとか、あるいはその内容であるとか、精査をさせていただきながら公表をするという形にはなっております。しかしながら一方皆さん方のおっしゃるように、皆さん方のご質問も含めてその内容について私どもが踏み込んで判断するということは、私は差し控えるべきであろうという風には思っておりますので、この記者会見の運用に関して基本的にはすべてこのまま皆さん方のご発言と、それから私どもの発言をそのままホームページの中に打ち出していくつもりであります。しかしながら、今回の件について少し私も気になった発言がございましたので、そういう面ではご本人にもこのことは一応お伝えをしておく必要があるのかなという風に思いましたので、こういう形の表現をされていらっしゃるけれども、このままでホームページに載せてもよろしいものであるかどうかというところは、例外中の例外でありますけれどもご本人に確認をするような形で確認をさせていただいたということでございます。したがって、その発言の内容が極めて私からの判断というところ少し語弊があるかもしれませんが、極めて誤解を生むようないわば差別的なご発言であったやに私は受け止めておりましたので、そういう点ではやはり一度ご本人に確認をするほうがいいのではないかという判断のもとでそういう手順を、例外ではありますけれども取らせていただきました。

○司会

よろしいでしょうか。質問のある方。それでは前の男性の方、それからその半分から後ろのそちらの男性の方。それからそのまたずっと後ろの奥の。

○東京新聞 加藤

Q：東京新聞加藤です。園田さんに1点。手順書の関係なんですけれども、東京電力は要請になったものは出した、委員会のほうは要請したものが出ないという判断をしてると思います。保安院のほうは出すべきだと思うけど

受け取ったものを渡したという風におっしゃっています。対策室にいらっしゃる国会議員としてこのやり取りをどう感じてるか教えてください。

A：（園田政務官）私も政務官という職務でありますので、この統合対策室の私の役割から申し上げさせていただきますと、当然国会の求めに対しては、国会は違いますね、院会の要請という形で今回はなされているものだという風に認識をさせていただいております。そういう面では当然ながら院会の要請というところには私どももお答えをする形にはしていきたいという風には思っております。今回の件については、1企業に対しての要請という形でこれはちょっと私も法的な整理が必要ではないかという風には思っておりますけれども、何故保安院を通じて科技特の委員会が行ったのかというのとはちょっと私では少しまだ理解ができていないところでございます。通常国会あるいは委員会がそういう形を取るということは、あまり例としてはないのではないかなという風に思っておりますので、国会のあるいは委員会の限られたというか、権限の中でどういう形でその事務局が考えてそういう形を取られたのか、ちょっと私も調べさせていただきたいなという風には思ってます。

○司会

よろしいでしょうか。次の方どうぞ。

○フリーランス 小嶋

Q：フリーランス小嶋です。園田さんにお聞きしたいんですけども、福島県に中間貯蔵施設を作りたいということで、福島県に1箇所なのか複数なのか、どういう形で考えているのか、たとえば土とかがれきぐらいであればセシウムであれば半減期30年なので、数十年100年近く中間貯蔵すればかなり扱いやすくなったりするとも考えられるんですけども、そういう中間貯蔵施設何年ぐらいの、だいたいいいんですけども考えているかということをお聞きしたいです。もう1点、こちら園田さんか森山さんかどちらかに答えいただきたいんですけども、現在20キロ圏内の警戒区域に関して取材などを受け付けたりしてらっしゃるかをお聞きしたいです。以上2点です。

A：（園田政務官）まず中間貯蔵施設でございますけれども、現時点でその様式であるとか、あるいは箇所数であるとか、そういったところまで検討に至ってわけではございません。まさしくこれから福島県ともご相談をさせていただきながら、どういう形でそういう中間貯蔵というものができるところかというところは、今後協議をさせていただきながらひとつひとつ進めて参りたい

という風に思っております。その上でそれよりも前にというか、本来やらなければいけないことは、一時仮置きというところを各市町村の皆様方に、これは従前からお願いをさせていただいているところでございますけれども、それを今後しっかりと話し合いをさせていただきながら、除染計画あるいは復旧計画の中でひとつひとつ前に進めたいなという風に考えておりますので、それについても今後福島県内の当該の市町村の皆さん方との丁寧な話し合いの中で進められるものではないかという風に思います。それから 20 キロ圏内についての取材については、現段階で私どもとしていわば許可をさせていただいているわけではございません。従前から申し上げているように、いわばまだまだ危険な状況もございますので、そういった点ではなかなか皆さん方に見ていただくと、取材をしていただくという状況ではございませんので、大変恐縮でございますけれども、現時点ではまだお控えをいただければという風に思っています。その分、先日もこの場で行わせていただきましたけれども、福島第一原発原子力発電所内の様子については、事細かに皆さん方にも見ていただけるようにということで、ビデオデータの形式ではございましたけれども、見ていただくというようなそういう工夫は今後もさせていただきたいという風に思います。

Q：今 2 点に関してちょっと 1 点目にもう 1 点追加質問なんですけれども、市町村ごとの仮置き場というもので、一応形としてはたとえば放射性物質をどういう風に防ぐような形を取ろうと考えているかというのが現在決まることがありますかということと、20 Km 圏内の取材に関してたとえば今一時立ち入りの、もう少ししたら 2 巡目が始まるというような話があるんですけれども、たとえば中で同行取材をしたいということとかを、たとえば普通のテレビ局とか以外でもフリーランスとかでもそういうことが取材申請など可能かということもお聞かせいただければと思います。

A：（園田政務官）すいません、2 点目についてはまだ私把握しておりません。確認をさせていただきたいと存じます。それから 1 点目の件につきましてはまだ現段階で確定しているものではありませんので、これからまさしく検討を進めていくつもりでございます。

Q：了解です、ありがとうございました。

○司会

次の方どうぞ。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願いします。回答する記者団の佐藤です。質問が3つあります。

まず最初の1つ、今のやり取りを受けまして福島第一の中をよく見ていただきたいというようなことでそのビデオレターというようなのを実施したということなんですけれども、ライブカメラの増設に関してもよろしくお願いします。これは要望としてお伝えします。質問なんですけれども、東京電力と保安院にお願いします。保安院のほうのウェブサイトにも今年の2月28日付けでこういったタイトルの文書が東京電力から提出されたというのが掲載されています。文書名といいますかタイトルを申し上げますと、「東京電力福島第一原子力発電所の原子炉設置変更許可の申請について」、こういうリリースです。内容に関しては本日東京電力株式会社から福島第一原子力発電所（1号から6号炉）の原子炉の変更にかかる原子炉設置変更許可申請書が提出されました。こういった内容で、具体的に変更の概要として5項目掲載されておりまして、そのうちのひとつ目が1号炉の原子炉停止時冷却設備に、格納容器冷却系を追加するという文書、項目名があるんですけれども、このどのようなものをどのような理由で追加しなければならなかったのか、東京電力が出した申請書そのもののほうがインターネット上に見当たらない状況にありまして、何をどういう理由で追加するつもりだったのか、まず東京電力にお答えいただけますでしょうか。保安院からも同様にお願いいたします。それが1つ目。2つ目、これは政府、保安院かどうかちょっとわからないんですけれども、先日の報道で3月15日未明に清水社長が政府に福島第一から撤退したいということを申し出たということが記事に出ております。東京電力はその報道といいますか撤退に関しては否定をしているんですけれども、こういった過酷事項が起きた際に、電力会社が原発から撤退することは法律上可能な状態にあるのでしょうか。もし可能であるとすると撤退した後に誰が対応するのか、何らかの法的な定めというのがあるのでしょうか。これが2つ目の質問です。もう1つ、これは園田さんお願いいたします。事故時の手順書の開示に関して、先ほど別の記者からも対策室としてどうお考えなのかということがありましたけれども、保安院のほうでは精査しないあるいは精査していないという回答を既に出していますけれども、統合対策室として精査することについてどのようにお考えかをお聞かせいただけませんか。そもそもボロボロに壊れている原発の核防護上の理由というのが成り立つのかどうか、この点についてもご回答をいただければと思います。これに関連して保安院の森山さんが木野さんの質問に対して、情報公開ではなくて任意での提供の要望があれば考えたいということをおっしゃっていただきまして、

これは私も任意での開示を要望いたします。記者であれば情報が増えることに反対する人はいないはずなので、多分ここにいる記者の皆さんは要望に同意だと思いますので、開示のご検討をよろしくお願いします。それでもうちよっこの手順書に関して、昨日の共同通信の報道ですと、こういった一文がありまして、東電は知的財産や核防護上の問題があるとして第三者に公開しないよう求めていたということなんですけれども、墨塗りされた文書を第三者に公開しないように求めた、そういうことでいいのか、これは東京電力によりしくお願いします。以上です。

A：（東電）東京電力でございますが、私どもの2月28日の設置変更許可申請がちょっと手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただければと思います。それから最後の質問でございますが、手順書は基本的には社内の文書でございますので、核物質防護上、知的財産上の黒塗りはしておりますけど、社外の第三者の開示は控えていただくようお願いはいたしました。

Q：墨塗りされた状態のものを核防護上の理由、知的財産上の理由で開示は控えてほしいとそういう事でよろしいでしょうか？

A：（東電）はい、そうです。

Q：墨塗りされた状態のものでもそういった理由を言うという事ですか？

A：（東電）そういうものでございますが、こちらはあくまで社内文書のものを核物質防護上、それから知的財産上、問題がある箇所を黒塗りさせていただいた後、あくまで委員会のご要望に従って提出したものでございますので、衆議院の事務局の方、それから当該の委員の委員会限りの皆様という事でお願いをさせていただいたものでございます。

Q：第三者には公開しないようお願いしたというのは、これはその通りという事で。

A：（東電）はい、そうです。

Q：わかりました。ありがとうございます。

A：（保安院）保安院でございますけど、先ほどの2月28日付けの件につきま

しては私も今ちょっと手元にございませんで、どういう内容だったかはすぐに即答は出来ませんで、また改めて回答させていただきます。それから・・・

Q：すみません。今の文書提出がそういった提出があったという事なので、2月28日に。

A：（保安院）2月28日付けですね。設置変更許可の内容が今どういうものかということ自体、私今すぐに認識できませんので、それは改めて。

Q：確認の上で。その文書の開示もお願いしますという事です。本来こういうのって色々と公開される文書だと思いますので。

A：（保安院）設置変更許可申請書の本文は公開だったかもわかりません。ちょっとそこは確認をしてみます。

Q：それもあわせてお願いします。

A：（保安院）はい。公開の件ですね、わかりました。それからですね、ご質問の中で撤退の話はございましたが、保安院としてはですね、撤退という事ではなくて、福島第1から必要な人を残して、第2に一時退避をするという、そういったふうに保安院は理解をしております。当時はそういうふうに理解をしていたという事でございます。それから法的なことはちょっと明文化されていないと思いますけれども、当然危険時の措置という事で必要な対応は取る事になっておりますし、また必要に応じて経済産業大臣は事業者に命令をするというような法律のたてつけになっていたかと思います。それから手順書の公開の件でございますけども、まずこの手順書そのものは今保安院の方では持っておりませんで、持っておれば先ほど申し上げましたように、情報公開請求の下で提出をしなければいけないと思います。それで、もちろん衆議院の科学技術イノベーション特別委員会のご要請にはこれからも対応してはいきたいと思ひます。色々ご要望があることは承知しておりますけれども、保安院が保安院の行政事務の範囲を超えて、情報提供という事をどこまで出来るかというような点もあろうかと思ひます。あくまでもこの文書は民間企業の文書で、それを提出はしておりますけれども、保安院としても行政文書として持っているわけではございませんで、その辺りの所は法的

な事も含めて検討は必要ではないかなというふうに思っております。

Q：今の内容について、統合対策室としてはどうなのか、園田さんお願いできますでしょうか？

A：（園田政務官）統合対策室の権限、役割からするとですね、この中身について精査するという権限がございませんので、それはやはり東電と要請していただきます委員会との間の話になるんだろうというふうに思います。それからちょっとすみません。先ほどの仮置き場のご質問をいただいて、ちょっと私聞き間違えてたかも知れませんが、中間貯蔵施設についてはこれから検討でございますけれども、仮置き場につきましては、すでにこれは、8月26日の原災本部で一定の考え方、方法をご提示させていただいてます。一つには山積みする方法として、土壌の上に山積みしようとする場合には、その場所に予め遮水シートなどを敷き水が地下に浸透しないように努めると、あるいは除去土壌等は耐水性の材料など梱包し遮水シートなどの上に置く等々の、いわゆる方法論をですね、仮置き場についての方法につきましてはご提示をさせていただいております。これについてもホームページでも公表させていただいておりますので、原子力災害対策本部8月26日の除染推進に向けた基本的考え方という所をご参考にしていただければと思います。すみません。先ほどは失礼いたしました。

Q：すみません。私の方の回答まだ途中でして、手順書の開示に対してなんですけれども、保安院の方では墨塗り箇所が正当な理由で墨塗りされているのか、精査しない精査していないという事を言っていますけれども、これ保安院が精査しないという事はこの国全体としてこの墨塗り箇所の正当性を精査する場所が他に機関がないという事でそういう理解でいいのでしょうか？

A：（園田政務官）そういう意味ではですね、先ほど東電の松本さんからもお答えをさせていただいておりますけれども、事故調査委員会が立ち上がっておりますので、そこで事故の状況からどういう形でそれに対する対策、対応を行ったのかという所は事故調査委員会、これは第三者委員会として立ち上がっておりますけれども、そこで責任を持ってやっていただいていると。

Q：すみません。内容についてではなくて、その書かれていて墨塗りされている部分の内容についてではなくて、墨塗りされた部分が、墨塗りされた理由が知的財産ですとか、核防護上の理由という事になっていますので、その理

由の妥当性を検討する所、そういう質問という事で。本当にその理由で墨塗りされるような箇所なのか、そういう箇所に当たるのかどうか。要するに適当な事を、セキュリティ上の理由という事を挙げれば、何でも墨塗り出来ちゃうんじゃないかというような話もありそうなので、本当にそうなのかという所に疑問を持っているんです。

A：（園田政務官）そういう面ではですね、今の日本の政府の制度からするとこれを精査するという所は一民間企業の事に関してはちょっと難しいかもしれませんが。政府の中については。もし本当にこれを精査するという事であるならば、裁判所でのこれこそ憲法上の規定でありますけれど、裁判所の争いによって、インカメラ制度が裁判所でもございますので、それは当然、第三者的にきちんと法と証拠に基づいて妥当か、妥当でないかの判断はそれによって行われるというふうには思います。

Q：じゃあ実質的に現段階ですぐに対応できるところはないという事で了解をしました。それと保安院に森山さんに、先ほどの撤退の法的な部分に関してなんですけれども、経済産業大臣の命令で、撤退を中止と言うんですかね、現場を放棄しようとしたらそれを中止する命令を出す事が出来る、そういう法体系になっている、そういう事でいいんでしょうか？

A：（保安院）ちょっとそういう撤退うんぬんという所があるわけではございませんで、危険時の措置として、対応を命じる事は出来るという事です。

Q：危険時の対応というのは、事故があったのでそこで作業しなさいという・・・

A：（保安院）そうです。こういう状況なので、例えば今回であればベントの指示をしておりますけども、ベントの指示もその一つでございます。そういう指示をするような、命令ですね、規定はございます。

Q：その命令、従わない場合はどうなるんでしょうか？

A：（保安院）ちょっと今、法令持っておりませんけども、なんらかの罰則はあると思います。

Q：罰則だけという事。違法である事を承知の上で撤退しようとするれば、出来るという事ではありますよね？

A：（保安院）そういう法的な事はつめた事がないので、わかりませんが、少なくとも法令上は危険な措置を命じるという事は出来るという事でございます。

Q：わかりました。最後一つだけ確認を。違法な事を承知の上で撤退した場合、原発内ががら空きになるわけですが、そういうような状態の原発に誰がどういった対応をしなければならないか。例えば消防法が関わってくるのかどうなのかちょっと私にはわかりませんが、何らかの定めというのがあるのでしょうか。

A：（保安院）原子炉等規制法上は明確にはないと思いますが、そのようにならないようにしていく必要があると思っています。

Q：分かりました。つまりやろうと思えば無尽の状況、合法的、まあ違法も交えて作れてしまえるという様な理解をしておきます。ありがとうございました。

○司会

質問のある方。今4人の方が挙がっています。それでは今1, 2, 3, 4, 5, 6名の方が半分から後ろで挙がっております。ええとその方で最後とさせていただきますが、よろしいでしょうか。それではこちらから女性の方。その後後ろの男性の方。で、そちらの女性の方。この列真ん中の男性の方。それから前の男性の方。いちばんうしろの男性の方。

○NHK 村松

Q：NHKの村松と申します。東電の松本さんをお願いします。冒頭であった医療体制の強化に関してなんですが、具体的に先ほど説明いただいたんですが、今までどうだったものが、どう強化されるというのをもうちょっと詳しく説明していただきたいのと、看護師の、当面不定期ですが、配置するという事で、この看護師を配置する事の狙いとか役割に関してもお願いします。あと、今こういう健康管理に関してどういう背景というか問題がある事によって9月までの体制をまた再度延長するのかっていう事もお願いします。

A：（東電）はい、医療体制でございますけれども、こちらはお手元のプレス文

の一番後ろのところにこれまでと違うところを赤い枠で記載させていただいておりますけれど、主な狙いと致しましては福島第一の発電所の中にある医療室とJヴィレッジにおきます医療室での役割分担を行いたいという事でございます。まず福島第一の発電所の中では作業員の方々の傷病の初期対応を行うことを重点化したいという風に思っております、特に熱中症ですとか、外傷、怪我ですね。それから心筋梗塞、脳卒中といった患者が発生した際の救急医療、それから重症患者の医療機関への搬送判断という事。それから発電所の外に搬送される場合には傷病者の方のスクリーニングと除染を行いたいという風に考えています。一方Jヴィレッジでは、そういった搬送されていった方々の傷病者の更なる診断というものの他に作業員の方々の健康管理、臨時検診ですとか、一般診療といったようなものを重点的にやりたいという風に考えております。特に、今後は熱中症の問題からインフルエンザというようなものが対応の中心になろうかと思っておりますので、そういったところをJヴィレッジで重点的にやりたいという風に思っております。それから今回看護師が不定期ではありますがけれども、週内に2、3日という形で入ってくるということになります。お医者様以外では看護師の方にですね、いわゆる患者の方の状態の確認といった問診ですとか検温、それから処置の準備、点滴、注射といった様な事は行ってくださいという事になっております。その他医療機材の管理、点検、医薬品のチェックといったような事をやってくださるという事でございますので、お医者様との協調によりまして、診断の効率が向上できるのではないかと考えております。それからこれは何か問題があったという事ではございませんで、そもそも5、6号機側のサービス建屋の救急医療室に関しましては、7月から9月の間、設置するという事で計画しておりましたけど、こういったニーズの変化というものがございしますので、継続して恒常的に置くというようなもので、今回運用を始めたというものとなります。

Q：傷病者のスクリーニングと除染に関しては、これまではこのサービス建屋ではやっていなかったという事で、新しい取り組みという事で良いのでしょうか。

A：（東電）これまでも発電所の外に搬出する場合には、当然除染等も行っておりましたので、こちらのほうは新たに追加しておりますけれども、そういった事が今後重点的になるという事で記載させていただきました。

Q：1つ。作業の目的としては、作業の長期化とあとはJヴィレッジの作業員

が、Ｊヴィレッジにいる作業員が増えたっていう事からまあこういう健康管理の充実を図っているという風に捉えてよろしいのでしょうか。

A：（東電）はい。それで結構でございます。作業と致しましてはいわゆるステップ２の後でもありますね、引き続き将来の最終的には損傷燃料の取り出しに向けて、まだ業務が続いて参りますので、そういった作業員の方々の健康管理が非常に重要だという風に思っております。またＪヴィレッジにもですね、私どもの単身寮が完成致しまして、１，６００人以上の者が活動致しますので、そういった意味では医療施設が必要だろうという風に判断致しました。

○司会

よろしいでしょうか。じゃ次の方どうぞ。

○フリーランス 木野

Q：フリーの木野ですけれども。園田政務官に。まず除染に関してなんですが。

除染のガイドラインではですね、基本的に２０ミリ以下については地域コミュニティを主体に取り組んでほしいという様に書いてあるんですが、これは見方を変えるとですね、いわゆる早く除染をしたいのであれば国がやるよりも地域の方が早いから自分たちでやってくれという様な丸投げにも思えるんですが。２０ミリ以下でも国で責任分担を明確にして何らかの対応を取る考えというのはどういう認識、ご認識でしょうか。それからこの除染のガイドラインの中に実際に地域主体でやるものの中に森という表記があって、どういうものか聞いたらですね、基本的に住宅地の近くにあるような林とかそういうもんだという事なんですが、実際にこういう森林の中、森の林の中は線量高いですし、除染が非常に技術的にも難しいといわれている部分に関してもこういう含め方をするのはどういう認識でこういう書き方になっているのかというのをお聞かせ下さい。それからその同じく２０ミリ以下の地域コミュニティ主体の部分なのですが、実際にやるといってもですね、２０ミリ以下が低いからオーケーという訳ものではないと思うんですね。線量自体が放射線管理区域以上の場所が殆どですし、だとすると個人の方がきちんと放射線管理をしていかないといけないと思うんですけど、例えばこういう場合に放射線管理の方法を個人の人達がやる枠組みの様なものは出来るものなのかどうか。それから現状放射線業務従事者の放管手帳の様なものがありますけど、要するにそういったものをきちんと整備して行かないと非常に今後の健康に関して不安な部分があるんですけど、そういった点どういう認識でしょうか。合わせてですね、そういう意味では個人に線量計みたいなものを国のほうで

ちんと配布してやっていくというのも1つの手ではないかと思うんですが。それから空間線量計。実際にあのこういった危機に関しても地域に任せるという事になると、自分達の負担になる訳で、本来は東京電力なり国の方できちん負担すべき部分を完全に丸投げしているような状況だと思うんですが、こういった部分の認識というのは今後どういう風になっていくんでしょうか。それからですね、最後に1点。あの燃料の先ほどこれからステップ2移行で燃料の取り出しという様なお話がありましたけれども、例えばですね、燃料取り出しが不可な場合、燃料取り出しができない場合というのは想定されていますでしょうか。以上お願いします。

A：（園田政務官）あのまず除染について、付随してちょっと健康管理上の線量計も含めてご質問をいただきました。この原災本部でお示しをさせていただいている分にはですね、20メートル。失礼。年間20ミリシーベルトの現存被ばく状況を含めてそれを下回っている、あるいは超えているという形で位置づけをさせていただいておりますけれども、当然ながら追加の被ばく線量が年間の1ミリシーベルト以下になるような事を目標とするという形でお示しをさせていただいておりますので、20ミリ以下については丸投げという事ではなくて、そこも含めて国が責任を持つという風に、申し上げさせていただいてます。そういう面では木野さんご指摘の通りですね、今、予算と補正予算の中で今福島県にお金を基金を積ませていただいておりますけれども。これ、福島県さんとちょっとご相談をさせていただきましてですね。福島県が地域住民の皆さん方に、線量計を配りたいというお話でありましたので、それに見合う分の予算付を今させていただいております。で、そこからしっかりとまた国がどういう形で測ればいいのかと、いうところも含めてですね。研修会も行うなど、そういった連携を県と相談をしながら進めていくという事で、これ文部科学省さんの方ですね、そういう計画を今、立てていただいているところございます。それから、あと森に関してはですね。ご承知の通り、大変私共も森という地域の森林増強からすると、大変厳しいこれから除染計画を立てて行かないといけないだろうと、いう風には考えております。そういった面でこの減災本部の中でお示しをさせていただいた物以外のところでですね。今、農林水産省を中心に検討をさせていただいている所でございますので、そういった面ではちょっとここの表記と、追記の表記とで齟齬があるんじゃないという様なご指摘かも知れませんが。そういう点では、私共の考え方としては身近なところの除染計画はこの減災本部、8月26日でお示しをさせていただいた物であると、いう風に受け止めていただければという風に思っております。それから、燃料取り出しについてですね。今現時

点で、不可という考え方があるのかという事でございますけれども。その不可という事ではなくてですね。どうしたら燃料取り出しができるのかと、いう様な形をですね。今、原子力委員会にご提示をさせていただいてですね。また専門家の意見も含めて、今検討いただいている状況でございます。

Q：すいません。今のその健康管理の関係で実際に放射線業務従事者並のきちんとした管理というのは、国の方で枠組みというのはするのでしょうか？それとも、あくまでも個人のその除染に関しては、個人で健康管理をして行くという事になるのでしょうか？

A：（園田政務官）個人個人に線量計を配るのとですね。それから私共、国の責任でモニタリングをするのとでは、また違う状況が出てくるという風に思っております。当然ながら除染の前と後の、状況のモニタリングというのはこれまた継続して行うつもりでございますので、全て個人だけにおまかせをするという事ではございません。

Q：いや、モニタリングではなくてですね。個人の線量管理というのをきちんとやらないと、被ばく線量がいたずらに増えていくと思うんですけれども。そういった事まで含めて考えて、地域コミュニティーを主体でやるという事ではないのでしょうか？

A：（園田政務官）そういう点では地域のコミュニティーの皆さん方とも、ご相談をさせていただいておりますけれども。仰るようにですね、どういう形で今後除染が進められるかというのは、正しくこれから地域の皆さん方とご相談ができるものではないかという風に思います。

Q：すいません。これからそういう相談を始めるという事なんですか？

A：（園田政務官）はい、そうです。

Q：そのこの間のガイドラインで示しているあの内容というのは、あれはあくまでも案みたいなもので、これから相談をしてこれから全て決めていくと？

A：（園田政務官）はい。先程申し上げましたけれども。いま、ここでまずガイドラインをお示しをさせていただきまして、実証実験をこれからいよいよ行います。で、実証実験が終わって、そしてその実証実験の結果を持ってです

ね。今度はいよいよ、各地域の皆さん方と議論をさせていただくつもりでございます。

Q：いや、被災者支援チームの方の認識では実証試験というのは、先日8月に一度発表されていると思うんですけども。あの結果をもって、それほどの被ばく量ではないので地域住民の地域コミュニティに、基本的には20ミリ以下の場合には任せると、いう判断になっているという話を聞いたんですが。それとは…。

A：（園田政務官）20ミリ以下のところはそうでございます。で…。

Q：ですので、20ミリ以下といってもですね。そんな被ばくをするのは、通常の業務だと原発の労働者でも無いわけですよね。なので、そういった部分の健康管理というのをきちんと枠組み作るべきではないのかなと思うんですが。そういった、予定というのはなくて、完全に健康管理も除染をする個人の人たち、地域の人達が自分たちで把握していかなきゃいけないのかと。いう状況だと思うんですけども、その辺というのは？

A：（園田政務官）ただ空間的な線量についてはですね。それは当然ながら今まで通りこれからもモニタリングきちりとやって行きますので、それは国の責任で今文部科学省が中心となってやっていただけてます。

Q：除染作業すると被ばくするんですけども。そういった認識というのは無いんでしょうかね？

A：（園田政務官）だからそういう形を先ほど仰っていただいたですね、除染チーム。失礼、支援チームが作ったマニュアルに従って、今行っているようにお願いはしています。

Q：ですので、そういう人達でもそのマニュアルに勿論従うのはそうですけど。被ばく線量の管理をしないと、健康域を出る訳ですよね？ そういった部分というのは、完全に自分でやりなさいと、そういう事でよろしいですか？

A：（園田政務官）今の時点ではそういう形ですかね。ちょっと私も除染チーム、失礼。支援チームに確認はしたいと思います。

Q：そういう意味ではですね。20 ミリ以下というのは、別に福島県内だけではなくて他の東北含め、関東地方もそうですけれども。広範囲が 20 ミリ以下な訳で、そういった部分の除染というのは、要するに全部自分たちで結局これからはやらなければいけなくて、健康管理も自分たちでやらなければいけないという状況。ガイドラインだと思うんですけれども。そういう認識でよろしいでしょうか？

A：（園田政務官） ちょっとそれも確認させて下さい。

Q：お願いします。

○NJPと吉本興業 おしどり

Q：NJPと吉本興業 おしどりです。よろしくお願いします。まず園田政務官にお願いいたします。先ほどの除染関連の質疑の中で、モデル授業をこれから行くと仰っておられましたが、それは南相馬市の実証実験のという認識でよろしいでしょうか？ その場合、その生活区域がどれだけ線量が下がるかと共に、その除染された方々がどれだけ外部被ばく・内部被ばくをするかなどの調査をされるのでしょうか？ で、被災者生活支援チームの防護班が、7月に統合意見で4時間除染作業をしてマスクをして手袋をした場合の、外部被曝・内部被曝の線量が発表されておりましたが。でも現段階で、8時間除染をしたりマスクをされても、されなかったり。手袋もされなかったという、状況があると、前回の8月22日の会見でお聞きしたんですけれども。その資料はガイドライン、お願いというので、縛るものではないという回答でした。ですので、そのモデル事業はもう一度またそういう。除染する住民の方々がどれだけ被ばくをするかという資料をとるのでしょうか？ で、あと住民の意向が除染して戻るべきか、移るべきかと分かれるのは、先ほど性善説で信じたいと仰っておられましたが、9月2日にこちらで有りました県民総決起大会。福島県の300人の方々が来られましたが、ほぼ除染して戻りたいという発言でした。しかし、その同じ日にいわきと飯舘と南相馬、川俣の、私の知り合い8人に電話したんですけれども。その県民総決起大会が行われていることすら知りませんでした。県知事、副知事が県民200万人の声を吸い上げると仰ってたんですけれども。ほぼ市町村長、年配の方々は除染して住みたいのですが、十代・二十代・三十代・若者子育て世代は果たして住めるのかという思いがあります。ですので、そういう方々の声をどうやって吸い上げていくのか。お考えがあればお聞かせ下さい。あと、安全委員会と保安院にお願いいたします。ICRP ICRPの2007年勧告のパブリケーショ

ン 103 によりますと、特殊健康診断について言及しておりますが、商業被ばくダメージ、50 ミリシーベルトパーイヤー、20 ミリシーベルトパーイヤーの実効線量限度を超える被ばくが生じた時の検査項目、目の水晶体の検査、皮膚の検査、そして血液検査ですけれども、それが東京電力で正しく行われているかどうか、東京電力を監視、助言する機関として把握されていますでしょうか。キュウセイコウカ 50 ミリシーベルト程度だと、一番初めに現れるのは染色体異常と白血球レベルの一時的な低下だと思われますが、各個人の放射線への耐性によって先ほど申しました LNT モデルでは測れない部分を、白血球の低下レベルなどでチェックするべきだと思うんですけれども、その辺りのクロスチェックはされているのでしょうか。よろしくお願いします。

A：（園田政務官）まず私からの実証実験についてですね、南相馬市ともう一か所、既に話はあるというふうに聞いております。ちょっとすみません、もう一か所について手元に資料がないので、また確認をしてお伝えをしたいと思います。それから、内部被ばく、外部被ばくの件についてでも合わせてそれは当然ながら慎重に調査をしていかなければならないというふうに思っておりますので、高線量のところについてはですね、より詳細な実験というものがなされるべきだろうというふうに思っております。その点で言えば、先程の方の質問にもございましたけれども、支援チームでですね、より詳細な被ばくの評価というものを出しておりますし、また、それをきちっと管理をしていかなければならないというのはおっしゃる通りだと思いますので、その点についてはもう一度検討をお願いを申し上げておきたいというふうに思います。それから、県民の意向調査でありますけれども、やはりですね、個人個人のご意見をやはりしっかりとですね、各市町村が捉えていくべきだろうというふうに私は思っておりますので、そういう点ではぜひぜひ各首長の皆さま方にもこれから大変ご負担をおかけするかもしれませんが、しっかりと私どもも一緒にそういった住民の意向調査というものはやっていっていただきたいなというふうに期待はしてます。

Q：ありがとうございます。期待ということで、例えば野田総理が福島に視察に行かれますが、年配の市町村長だけにしかお会いしてお話を伺わないというのは別のやり方もあるのではないかなと思うんですけれども、如何でしょうか。

A：（園田政務官）いろいろなやり方があろうかと存じますので、そういった点では皆さん方からもまたご意見をいただきながらですね、進めていきたいと

いうふうに思います。それから、先程ちょっとすみません。南相馬市と実証実験についてであります。南相馬市と伊達市、ここがもうひとつ挙げられているというふうになっております。それから今後についてはですね、今後の3次補正、今、予算編成に入らんとしておりますけれども、これは3次補正の中でそれぞれやはりしっかりと国としてはですね、財源も含めて作って参りたいと思います。

Q：分かりました、ありがとうございます。

A：（保安院）保安院でございますけれども、被ばくについては今、情報を持ち合わせておりませんので、確認させていただきたいと思います。

Q：高線量被ばくされた方々への特殊健康診断の完了をされているかということなんですけれども。

A：（保安院）今、私、手元に資料、情報ございませんので、確認させていただきます。

Q：分かりました。よろしくお願いいたします。安全委員会の加藤審議官もよろしくお願いいたします。

A：（原安委）いや、その問題は基本的に事業者に対する規制ですので、保安院のほうで一元的に行われてる話です。また必要があればICRP勧告の国内取り入れということですのでむしろ放射線審議会のほうで関わってるのかもしれない。

Q：放射線審議会のほうで今年の、平成23年1月12日の議事録にも挙がってるんですけども、実効線量限度を超えた被ばく者、作業員は特殊健康診断をするべきだとなっております。ぜひ保安院の森山さんよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○司会

次の方どうぞ。その後ろの。

○ニコニコ動画 七尾

Q：すいません、ニコニコ動画の七尾です。園田政務官よろしくお願いいたします。

大きく2点あります、1点目がですね、日本原子力研究開発機構、先程も質問、あ、東京電力のほうにありましたが、海洋への放射能放出総量が東電試算の3倍になった件について、政府の見解をお聞かせください。また、この結果を何らかの形で活用されるお考えはあるのか教えてください。これが第一点目です。二点目がですね、廃炉の工程表、燃料取り出しトウトウ、事故収束に向けて原子力委員会は重要な役割を担っておりますが、この会見にどなたかが出席されるべきではないかと思いますが、この点いかがでしょうか。以上、二点です。

A：（園田政務官）まず、JAEAの行った試算でございますけれども、これについては私もまだ見ておりませんので、これについてのコメントはちょっと差し控えたいと、政府として何かそれに対する評価ということをおこなっているわけではございませんので、それについてはJAEAさんとも相談をしなければならないかなあというふうには思っております。それから、原子力委員会をこの場にとということでございますけれども、原子力委員会のご案内の通り原子力委員会という、いわば有識者の集まりでございますので、そういった点では、原子力委員会にここに来ていただくというのはちょっと難しいのではないかなというふうには思います。従って、どういうやり方がいいのかちょっとそれも持ち帰らせて検討させてください。何らかの形で原子力委員会にコメントを求めるといようなことが、私どもからできるのかどうか、或いは原子力委員会は原子力委員会です。

Q：会見もやられていないんですね。

A：（園田政務官）委員会は公開でやっております、全面的に公開でやって。

Q：承知してます。

A：（園田政務官）やってますので、そういう面ではしっかりと有識者の皆さん方のお考えであるとか、或いは原子力委員会としての結論というものは、そこで見ていただけるんではないかなというふうに思います。

Q：すみません。まず一点目なんですけれども、このこうした試算というのは非常に重要だと思うんですけれども、この機構、独立行政法人ですよ。つまり政府の公式発表にはならないわけですよ。ただですね、この同様の調査、つまり総量の把握の必要性は以前は大臣、以前から大臣言われているわ

けなんですね。これは海の部門ですが。同様の調査はですね、国としては実施されないのでしょうか。

A：（園田政務官）国としてですね、その試算を行う機会というのはあるんですかね、システムっていうのは。

Q：でも、試算だろうが推定だろうが、今のところはですね、実質的なその量というのは分からない訳ですよ。例えば保安院も東電も推計値でだしているわけです。そういった幅広い意味でちょっと考えていただきたいんですけど、要するに海洋への放射能放出総量が政府として試算値でも推計値でもですね、出すお考えはあるのかということです。

A：（園田政務官）ちょっとすみません、国としてですね、そういうことができるかどうか、それは検討はしてみたいとは思いますが。但し、そういう独立行政法人であるとか、或いはそういった関係機関にお願いをするということはひょっとしたら可能なのかもしれません。従って、国の中でですね、完全なる国の中でそういう組織、そしてまた機会、システムというものというのはちょっと今、見当たらないので、何らかの委託と言う事でよければそう言ったことは出来るのかもしれないなと言う感覚的には今思いました。

Q：仰るとおりですね、要するにこの気候にはご承知の通り SPEEDI を開発した研究者もいらっしゃいますし、放射線プルームの放射線シミュレーション等ですね以前から非常に優秀な研究成果を発表しております。以前からの疑問なんですけど、見ようによっては敢えて国で調査せずに日本原子力研究開発機構でワンクッション置いてあるいは使い分けしているのではないかなと言う見方も出来る訳です。なので委託であろうがなんであろうがいわゆる政府のお墨付きと言うのが重要であって、この点について総量が非常に重要なのでちょっとご検討願いたいと思います。後、もう一点の原子力委員会の件ですが、今お話し頂きまして要するに有識者であるから原子力安全委員会とは立場が別で、中々そう言った事が出来ないと言う理解で宜しいでしょうか。

A：（園田政務官）有識者であるからという事ではなくて既に原子力委員会と言う形で行って頂いていると今聞きましたので、私もそういう面ではそちらで確認が出来るのかなと言う風に申し上げただけであります。

Q：結局、原子力安全委員会、単純な比較で言いますと、原子力安全委員会は

基本週二回やられて、その後、加藤審議官も含めて斑目委員長等、久木田委員長代理でオープンで会見やられている訳です。その一方で原子力委員会は委員会自体はオープンですけども、その後会見的なものは行われていないんですよ。そうしますと、廃炉行程とか大臣もですねかなり原子力委員会には今後の中長期的な事を、色々やって頂こうとする中で、ちょっとこれは情報量としてはちょっと原子力委員会の情報があまりにもこちらに伝わってこない委員会だけと言う所で、ちょっと以前から疑問に思っていたもので、この問いについて疑問に思っている訳です。

A：（園田政務官）わかりました。そう言ったご懸念がある事は原子力委員会の方には私から責任もってお伝えをして置きたいと言う風に思います。

○司会

よろしいでしょうか、それでは次の方どうぞ

○フリーランス 小嶋

Q：フリーランス小嶋です。先ほど質問した点で、二順目の一時立ち入りの話があると言うのを訂正で、その登録が始まった様な話を聞いたので、それで同行取材などを可能かと言う事をお尋ねしたのと勝手に入ったりしていらっしゃる方も居たりすると思うので、それだとちょっと危ないと思うので何処かで一本化したそう言った計画区域内の取材などを許可頂ける様な形が出来ればと思うので、そういう事をお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。

A：（園田政務官）

ご要望として承って置きます

○司会

それでは最後の方どうぞ

○回答する記者団 佐藤

Q：宜しくお願い致します、回答する記者団の佐藤です。質問と言うよりは細かな確認ですとか要望についてちょっと数が幾つかありますので、一つ一つ申し上げます。先ず確認したい事柄について、東京電力に指差し作業員を名乗る人のウェブサイトが今日公表されたということを先ほど申し上げましたけれども、このウェブサイトに公開されている写真が幾つかありまして、恐

らくこの本人が「ヴィレッジですとか作業場で写した物だとは思うんですけども、その中の一つに、今年5月17日付けの文書で「お知らせ厚生労働省からの要請を受けて福島第一原子力発電所構内及び近隣で作業をする作業員の方へ」というタイトルの文書の写真がありまして、この内容が労働条件について例えば業務内容ですとか、就業する場所、賃金、労働時間等について当初明示されていた労働条件と異なる等の事例がある場合には下記相談窓口までご連絡願います。という風に書いてありまして、東京電力の資材部、資材取引相談窓口の連絡先が記されています。この相談窓口にこれまで、何件相談があったのかどうか、その相談の内容の開示をお願いします。二つ目、これも東京電力です。裁判を含めて東京電力に直接賠償請求が来ている件数と合計額8月末の段階の物で結構ですので教えて下さい。もう一つ東京電力にライブカメラの増設をこれまで私だけではなくて他の記者も要望されていましたが、8月の合同会見でセキュリティ上の理由で増設しないと言う趣旨の回答を頂きましたけれども、その判断を何時したのか日付を教えてください。ここで一個要望を四つ宜しくをお願いします。先ず園田さんに8月の合同会見の質問で20キロ圏内に居る公務員の数、所属、業務内容がどう言ったものか質問させて頂きましたけれどもどうなりましたでしょうか。それと園田さんに統合対策室の議事録、この会見の記録ではなくて対策室の中の議事録なんですけれども、当初無いと言う様な4月との当初の話では無いと言う話ではあったんですけれども、今あるかどうか教えて頂けますでしょうか。あるとしたら何時から何月何日の分からあるのか、それともう一つこれも園田さんに、内閣官房のホームページで原発事故の就職及び再発防止に向けてと言うページがありまして、この記者会見の会見録を文字起こしたやつを掲載して居るところなんですけれども、このページに次の記者会見の日時が決まった段階で、公表をお願いいただけませんかでしょうか。その際に誰が出るのか、他の省庁から人が来る場合にはその旨も書いて頂ければと思います。これは要望です。それと保安院に、先ほどの質問、撤退した場合どうなるのかと言う質問との関係なんですけれども、放棄されて無人になった原発があるとして、法律上これが想定されて居るかどうかわかりませんけれども、そういう原発があった時に国家公務員がそこに行って何らかの作業を行う義務が生じるのかどうか、法的にどなっているのか確認をお願い頂けますでしょうか。一応私有地なので、どういったことになっているのか確認したいと思います。長くなりましたが以上です。宜しくお願いします。

A：（園田政務官）順番が違っているかもしれませんが、先ず公務員の数ですけれども、すいませんちょっと時間が掛かってますけれども、他省庁にも渡っ

ておりますので本当に今精査中で私もこの会見が始まる前にもこの案件についてはどうなってるという確認は毎日の様に、毎回の様にさせて頂いております。分かり次第お伝えしたいと思います。それから対策室の議事録でございますけれども、取っているかどうか今の段階では確認をしておりませんので1度ちょっと確認をさせて頂きたいと思います。それから官房ホームページの次の会見でのうちだしですね。誰が出席するのかという様な。そういう事が出来る、それもちょうと検討させて貰います、もし出来るという事であればホームページ上でもそういった形を打ち出せればという風に思います。私もそのほうがいいような気がいたしますので、可能な限りご要望にはお答えをしたいと思います。

Q：これに関してインターネットのほうで中継されていますので、たとえば農林水産省から人が来るということが事前にわかるのであれば、それを見る人も増える、そうするとここで何やってるかもわかっていますので、そういった意味からも事前に出していただければと思います。

A：（園田政務官）はい、わかりました。できるだけやってみます。

Q：お願いします。

A：（保安院）保安院でございますけれども、仮にということで撤退した場合の件でございますけれども、原子炉の安全を規制しております原子炉等規制法にはそういった規定はございません。それからもちろんそういうことがないようにしなければいけないと思っておりますけれども、法律の規定はないという風には私は理解しております。それから先ほどのご質問でついでで申し訳ありませんけれども、設置変更許可申請書の2月28日の件でございますが、これは国会図書館と県立図書館とJNESのライブラリで公開されておりますので、そちらをご確認いただければと思います。

Q：紙で出ているという、インターネットのほうではなくて。

A：（保安院）紙であります。国会図書館と県立図書館とJNESのライブラリに送付してございます。

Q：わかりました。ありがとうございます。

A：（東電）東京電力でございますが、資材部のほうへのこういった問い合わせがあるかにつきましては、件数それから内容等につきまして公表できるかどうかも含めて確認したいという風に思っております。それから直接賠償請求が東電にどれくらい来ているかにつきましては、こちら先方のお話がございますので、現時点では公表する予定はございません。それからライブカメラの増設をしないことを決めた時期でございますけれども、こちらは明確な時期はございませんが、皆様のほうからライブカメラの増設のご要望を何件か承りまして、その後社内で検討した結果増設は難しいという判断をしたものでございます。

Q：ライブカメラのほうを日付の確認が可能であればお願いします。それと賠償のほうですけれども、これは合計件数と合計額というもので結構ですので、内容のひとつひとつについては確認が不要ですのでよろしくお願いします。

A：（東電）合計そのものの集計は改めてしないといけませんのでちょっとできるかどうかも含めて考えたいと思います。それからライブカメラの増設につきましては、何かライブカメラを増設しないことを決定したというような文書があるわけではございませんので、社内の検討の中で難しいという判断をしたものでございます。何か日付が決まっているようなものではございません。

Q：わかりました。ありがとうございました。

○司会

よろしいでしょうか。以上で質疑を終わりにさせていただきます。最後に東京電力から本日の作業状況について説明があります。

○東京電力

福島第一のプラントの状況につきましてご連絡させていただきます。まず原子炉への注水でございますが、１７時現在１号機は３．８立方メートル／アワー、２号機が３．６、３号機が７．９立法メートル／アワーで注水中でございます。３号機の内訳は給水系から５、炉心スプレイ系から２．９という状況になります。格納容器内の窒素ガスの封入でございますけれども、１７時現在１号機の格納容器圧力は１２４．９キロパスカル、２号機が１１７キロパスカル、３号機１０１．５キロパスカルでございます。使用済み燃料プールの循環冷却の状況です。１号機のプール水温は１７時現在３０．０度、２号機が３２．０

度、3号機が30.8度、4号機が40.0度ということでございます。なお、4号機に関しましては塩分除去装置が稼働中でございますが、本日12時59分に塩分除去装置にてタンクローリー満水の警報が発生いたしました。一過性のものであるということで警報のリセットそれから現場確認をして問題ないことを確認いたしました、失礼いたしました。警報が発生いたしましたけれども、現場確認で問題ないこと、それから警報のリセットができましたので一過性のものであるという風に判断いたしております。なお、警報発生中も塩分除去装置そのものは運転を継続いたしております。それから、タービン建屋の溜まり水の移送でございますが、現在2号機3号機ともプロセス主建屋のほうへの移送を行っております。建屋の水位の状況です。16時現在プロセス主建屋の水位は59,741ミリでございます、本日午前7時と比べますと48ミリの上昇になります。雑固体廃棄物減容処理建屋の水位は3,486ミリで、午前7時と比べますと58ミリの低下になります。サイトバンカ建屋はOPで4,358ミリで、午前7時と比べますと3ミリの上昇になります。トレンチの水位です。16時現在1号機はダウンスケール中、2号機は3,070ミリで、午前7時と比べますと17ミリの下降です。3号機は3,329ミリで、午前7時と比べますと15ミリの上昇になります。タービン建屋の水位です。16時現在1号機は4,920ミリ、変化はございません。2号機は3,119ミリ、3号機は3,134ミリ、4号機は3,187ミリで、それぞれ午前7時と比べますと、19ミリ、21ミリ、4ミリの低下になります。1号機原子炉建屋地下1階の水位です。こちらは午前7時現在の4,755ミリでございます、現在カメラが不調でございます最新値のデータが取れておりません。明日再度測定したいという風に思っております。それから遠隔操作によりますがれきの撤去ですけれども、本日、集中廃棄物処理建屋周辺にてがれきの撤去を行いまして、コンテナ7個分の回収を行いました。コンテナの累計量といたしましては603個という状況でございます。1号機原子炉建屋カバーの設置工事ですけれども、本日も鉄骨建て方作業を実施いたしております。明日は引き続き鉄骨建て方を行いますが、使用部材3ピースの海上輸送を予定いたしております。1から4号機の取水口南側での鋼管矢板の設置工事でございますが、くい打ち線の片付けを本日用いました。明日は袋詰めの採石装置の設置、機重船及び及び台船の搬入を予定いたしております。このため北側のシルトフェンスの開閉を1回予定いたしております。水処理装置の運転の状況でございますが、現在第1セシウム吸着装置、除染装置、それから第2セシウム吸着装置に関しましては定常流量での運転を継続いたしております。その他作業の実績でございますが、本日はベッセルの交換はキュリオン、サリーともございませんでした。明日はキュリオン側でベッセル3塔の交換を予定いたしております。

す。東京電力からは以上でございます。

○司会

よろしいでしょうか。以上で本日の会見を終わりにさせていただきます。次回の合同会見ですが、来週 12 日月曜日 16 時半から予定をしております。詳しくは改めてお伝えいたします。本日はお忙しいところどうもありがとうございました。